調　査　報　告　書
（公表版）

令和７年１０月２７日

上尾市いじめ問題再調査委員会

目次

第１　事案の概要 1
第２　再調査委員会設置に至る経緯 1
第３　再調査委員会による調査の経緯 2
　１　調査の目的 2
　２　調査の方針 3
　３　調査の対象 3
第４　再調査委員会が認定したいじめ行為 3
　１　原調査委員会が認定したいじめに至る経緯及びいじめ行為 3
　２　再調査委員会が認定したいじめに至る経緯及びいじめ行為 4
　３　再調査委員会が認定したいじめに関連する当事者の精神疾患と精神症状及び心理状態並びに不登校の原因 13
第５　基本方針の定め 17
　１　Ａ中学校の基本方針 17
　２　上尾市の基本方針 17
第６　本件いじめに対するＡ中学校及び市教育委員会の対応 18
　１　令和４年１学期中の対応 18
　２　令和４年２学期中の対応 19
第７　原調査委員会における調査の経緯等 21
　１　原調査委員会の日程及び出席者 21
　２　原調査委員会の行った調査の概要 21
　３　資料の検討方法・原調査報告書の作成経緯 22
第８　学校の対応の問題点 22
　１　いじめを認知した際の対応 22
　２　生徒Ａからの聴取について 24
　３　生徒Ｂからの聴取について 25
　４　組織的対応について 27
　５　市教育委員会との連携について 28
　６　いじめの調査について 29
　７　生徒Ａに対する支援その他の対応について 31
　８　生徒Ｂに対する指導や支援その他の対応について 33
　９　生徒Ｂの登校自粛、登校再開を巡る対応について 35
　１０　保護者への対応について 37
第９　市教育委員会の対応について 39
　１　いじめ重大事態として取り扱った後の保護者への対応について 39
　２　Ａ中学校の対応に対する確認について 41
　３　関係生徒に対する支援の不足 41
第１０　原調査委員会の調査についての評価 42
　１　原調査委員会の出席に関して 42
　２　書面等の資料の調査について 43
　３　面談による調査について 43
　４　原調査報告書の内容について 45
　５　委員の資質について 45
第１１　再発防止にかかる提言 45
　１　原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係 45
　２　初期対応について 45
　３　正確かつ詳細な記録の作成、保存について 46
　４　指導と聴取の峻別 47
　５　学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと 48
　６　調査委員会の委員の活用 48
　７　いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し 49
【巻末資料１　上尾市いじめ問題再調査委員会委員名簿】 50
【巻末資料２　委員会の活動経過】 51
【資料一覧表】 53

第１　事案の概要

本件は、被害生徒（いじめ行為を訴えた時点で中学３年生女子。以下、「生徒 A」とする。）が、小・中学校が同じであり、同級生であった加害生徒（男子。以下、「生徒 B」とする。）から、継続的にいじめを受けたなどと令和４年５月２４日に担任に対して訴えたことがきっかけで A 中学校がいじめを認知した。

その後、A 中学校がいじめの対応を行い、令和４年７月１５日に、A 中学校の管理職において、いじめ重大事態として対応することが決定された。令和４年１０月１７日に、A 中学校の校長がいじめ重大事態に関する調査報告書を作成し、生徒 A の保護者に提示するなどした。

令和４年１１月７日から、上尾市いじめ問題調査委員会（「以下、「原調査委員会」とする。）による調査が行われ、令和５年７月２７日に原調査委員会が作成した報告書に基づき調査結果が市長に報告された。

第２　再調査委員会設置に至る経緯

１　上記第１のとおり、本件については原調査委員会が調査報告書を作成し、それに対して生徒 A の保護者から所見が提出され、その結果も合わせて市長に対して報告がされている。

２　これについて、令和５年１２月の市議会定例会において、市民から、本件いじめに関して再調査を求める請願書が提出された。

その請願書において再調査の理由として挙げられているのは、主に以下の点である。

①　教育長、いじめ対応の担当の指導課等に聴き取りを行わない調査方法になっており、調査が不十分であること

②　原調査委員会の委員長である弁護士がいじめに関する法律を理解しておらず、原調査委員会を再三欠席する委員が２名おり、第三者とは言えない委員がいたことなど、委員の資質に問題があること

③　報告書に記載されていない事実が多数あること

この請願書は、上記市議会定例会において採択され、令和５年１２月２７日、市長において採択された請願を受理した。

３　これを受けて、市が生徒 A 及び保護者に対して再調査についての意向を確認したところ、令和６年１月２２日付けで要望書が提出された。

同要望書においては再調査を希望するものとされ、その理由として挙げられているのは、主に以下の点である。

１　A 中学校による学校調査委員会の調査が行われていない認識である

２　学校の調査報告書はどこの確認も受けていない偽造文書である

３　加害側への聞き取り調査が十分尽くされなかった

４　加害側の発達上の問題の記載があいまい

５　加害側が登校再開に至った経緯を明らかにして欲しい

４　これらの請願及び要望を受けて、市は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第１９条に基づいて再調査委員会を設置して再調査を行うこととし、令

和６年２月２２日に再調査委員会に再調査の実施を諮問した。

諮問内容は、原調査委員会の調査結果に関し、再調査委員会による調査内容の検証及び調査結果の評価その他の必要な再調査を実施するとともに、その再調査の結果を踏まえ同種の事態の再発防止に向けた提言を行うことである。

なお、上記条例に基づき、再調査委員会の庶務は、上尾市総務部において処理を行った。

第３　再調査委員会による調査の経緯

１　調査の目的

（１）再調査委員会において、上記第２の４の市長からの諮問内容を踏まえて、調査の目的について、議論を行った。なお、第３回再調査委員会後に委員長が辞任し、それに伴い委員が追加され、第４回再調査委員会において新しく委員長が選任されるに至ったが、再調査委員会自体は継続性を持って行われており、委員長（委員）の交代に伴って再調査委員会の目的や方針についての議論が変更することはなかった。

（２）再調査委員会が再調査の具体的な目的としたのは、以下の点である。

① 原調査委員会が目的とした「生徒 A が生徒 B から受けた本件いじめ行為の内容、不登校の原因、本事案におけるいじめ再発防止や不登校解消に向けた学校及び教育委員会の対応等に関する事実関係を明らかにすること」が達成できていると評価できるか

② 原調査委員会の調査手続は適切であったか

③ 原調査委員会が行われていた時点での生徒 A 及び生徒 A の保護者の要望に応えられているか

④ 上記第２の３の生徒 A 及び生徒 A の保護者の要望書の再調査を求める理由に対応すること

⑤ 上記第２の２の請願書の再調査を求める理由に対応すること

（３）なお、再調査委員会において、関係者の処分に関する請願や要望に対しては、議論の結果これを再調査委員会の目的にしないことにした。

まず、いじめの被害に遭った当事者あるいはその保護者とすれば、いじめの対応に関連して、教職員を初めとする関係者が不適切な対応を行っていたのであれば、それに対する処分等適正な対応を求めるというのは、極めて自然な対応である。いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（令和６年８月３０日文科省通知のもの。以下、「重大事態調査ガイドライン」とする。）においても、第１１章第３節において、「調査後、学校の設置者は、学校の設置者及び学校における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への聴き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員への懲戒処分等を行う必要がある。」とされており、この点については、再調査委員会においても当然のこととして受け止めているところである。

他方で、懲戒処分を行う場合には、適正な手続きを踏まえて判断が行われるべきところ、再調査委員会において、どのような手続きを経て当該処分が決定されたのかということを調査する権限がない。また、処分が適切か否かを判断するためには、これまで同様の事案においてどのような処分が下されてきたのかということとの比較検討が必要不可欠になるが、再調査委員会にはそのような内容を検討する能力がない。加えて、市長からの諮問内容にも含まれておらず、いじめ再発防止の方策としても直接的な方策とすることも難しい。

以上のような観点を踏まえて、再調査委員会としては、これを調査の目的とはしないこととした。ただし、再調査委員会として、本件の関係者の処分について、これをしなくて良いと考えているわけではなく、本再調査の結果を踏まえて、改めて、「重大な過失等」によって、本件いじめに対する対応が行われたということが無かったのか、関係者の処分を含めて再度検討する必要はあると考えられる。

2　調査の方針

本件では、すでに関係者が全員A中学校を卒業しており、いじめ行為が行われていた時点からは相当長期間が経過していること、原調査委員会における調査結果、生徒Aの保護者の意向、生徒Aと生徒Bとの現時点での関係性等を踏まえて、原調査委員会においてすでに収集した資料をもとに、前項で（2）の①～⑤の目的に関する調査・認定等を行うこととし、認定等を行うために不足するものについては、適宜聴取を行うなどの調査を実施することとした。

3　調査の対象

上記方針を踏まえて、再調査委員会が調査の対象としたのは、以下の資料等である。

（1）書面等の資料

添付の「資料一覧表」のとおりである。

（2）直接聴取

(当時) 上尾市教育委員会事務局学校教育部指導課　[redacted]指導主事

(当時) A中学校　[redacted]校長

(当時) A中学校　[redacted]教頭

(当時) A中学校　[redacted]教頭

上尾市教育委員会事務局学校教育部　[redacted]部長

第4　再調査委員会が認定したいじめ行為

1　原調査委員会が認定したいじめに至る経緯及びいじめ行為

（1）生徒Aと生徒Bとは、幼稚園は別々であったが、通う小学校が同じであり、家が近所で下校班も同じであったことから、小学1年生からの知り合いである。

小学5年生になり、生徒Bは、下校時に、生徒Aのランドセルを引っ張ったり叩いたりという乱暴を不定期にするようになった。また、生徒Aは、小学6年生の時に、生徒B宅において、生徒Bから腹部を殴打されたこともあった。

（2）生徒A及び生徒Bは、共にA中学校に入学したが、令和3年9月（中学2年生の2学期）以降、生徒Bは生徒Aに対し、登下校時に生徒Aのリュックを急に引

っ張ったり、下校時に生徒Aの背中・肩・腹部を強く殴打したりする暴力を不定期に繰り返すようになり、特に、以下のようないじめ行為（以下、「本件いじめ行為」という。）を行った。

① 中学２年生の２学期、下校時に、生徒 A の後をつけたり、生徒 A を待ち伏せしたりすることを不定期に繰り返した。

② 中学２年生の２学期、下校時に、生徒 A のリュックを引っ張って道路に倒した。

③ 中学２年生の２学期、下校時に、生徒Aの後ろから襟を引っ張って首を締め付けた。

④ 令和３年１１月２８日午前８時４０分ころから午前８時４７分ころにかけて、生徒Aの携帯電話に、別紙「わいせつメッセージの内容」記載のわいせつな内容のクイズ（なぞなぞ）形式のメッセージを送りつけたうえ、生徒Aに対して「誰にも言うな」と口止めした。

⑤ 令和３年１２月ころ、放課後に、生徒 A 宅駐車場において、生徒 A に腕立て伏せを強要したうえ、生徒Aをフェンスに押しつけて腹部を殴打し、その殴打した拳を生徒 A の胸部に移動させた。

⑥ 令和４年５月２３日、下校時に、A 中学校３年[redacted]組に在籍する生徒Cの左腕をつかみ、その左腕で生徒Aの脇腹を殴打したうえ、「明日の集団下校は殴り放題だ。」と言った。

2　再調査委員会が認定したいじめに至る経緯及びいじめ行為

（1）再調査委員会が認定したいじめに至る経緯及びいじめ行為は、原調査委員会が認定した事実と概ね同一であるが、⑤の事実については、「令和３年１２月ころ、放課後に、生徒 A 宅駐車場において、生徒 A に腕立て伏せを強要したうえ、生徒 A をフェンスに腕で押しつけて腹部を殴打し、その殴打した拳が生徒Aの胸部（ここでは「体の前面、首と腹との間」をいう。）に触れた」と認定を変更する。

（2）まず、このときの生徒Aが感じた苦痛について検討し、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当するか評価する。

①～③の行為を受ければ、生徒Aとしては、痛みや気持ちの悪さを感じると考えられ、実際に生徒Aが苦痛を訴えていることからも、いじめであると評価できる。

さらに、④については、この時期の生徒 A と生徒 B との関係は、生徒 A からすれば生徒Bに好感を持てるような関係にはなく、むしろ嫌悪感すら抱いていた関係であったと考えられるところ、そのような関係性において、性的な内容を含むメッセージを送られれば、さらに嫌悪感が強まったことは容易に想像され、加えて口止めまでされれば、相当な心理的な苦痛を感じたものと考えられる。したがって、これらの行為もいじめであると評価できる。

加えて、⑤については、生徒Aとしては直前のわいせつな内容のメッセージとの関連も考えたであろうし、日常的に暴行を振るわれていたことから、フェンスに押さえつけられた段階で相当な恐怖を感じたと考えられる。しかも、さらに腹部に暴行を加えられ、その生徒Bの拳が胸部付近に移動されたのであるから、下手をすればそのまま何かわいせつな行為でもされるのではないかという恐怖を感じるには十

分な状況にあった。遅くともこの段階では、生徒Aの心身に重大な被害が生じていたと考えられる。したがって、これらの行為もいじめであると評価できる。

最後に、⑥については、生徒Aとしては、それまで複数回にわたり、待ち伏せをされたり、つきまとわれたりして、かつ、わいせつな内容のメッセージを送られ、しかもフェンスに押しつけられるなどの行為をされた上で、さらに脇腹を殴打された上で、「殴り放題」という発言を聞いたことになる。これを常識的に捉えれば、生徒Aとしては、それまでやられていた以上の回数で暴力を振るわれることを宣言されたことになり、耐えがたい苦痛を感じたものと考えられる。この段階では、明確に生徒Aの心身に重大な被害が生じていたと考えられる。したがって、これらの行為もいじめであると評価できる。

（3）なお、生徒Bは、当初、本件いじめ行為について全面的に認めていたものの、その後、これを否定する態度に変化しているため、認定をした理由について補足して説明する。

前提となる事実は、以下のア～オのとおりである。

ア　本件いじめ行為の具体的な内容は、生徒Aの申告をもとに認定している。生徒Aは、令和4年5月31日、A中学校の担任教諭に対して、以下のような行為をされたと相談した。

①　後ろから叩いてきて、体勢を崩すと「体幹弱いな」と言われる。

②　下校途中、リュックを後ろから引っ張られて倒される。

③　下校途中、リュックを引っ張られる。生徒A宅駐車場で、「腕立てやろう」「一緒に走るぞ」など言い腕立て伏せをやらされた。その後、服を引っ張られ、腹のあたりを2回パンチされる。

④　中学2年生の2学期ころに身体に触れてきた。生徒Aは「触らないで、気持ち悪い」と伝える。

⑤　中学2年生の2学期ころに性的な内容のメッセージが送られてくる。

⑥　中学2年生の3学期に入り、近所の友人と一緒に帰るようになる。友人からは、何かあったら逃げた方がいいと言われる。そのころから、生徒Bに対して怖いという感情を持つ。

⑦　中学3年生になってから、生徒Bが教室のドア越しに話しかけてくる。

⑧　令和4年5月20日下校時、4名の生徒が一緒になり、生徒Bがそのうちの1名の手を取り生徒Aのことを殴らせる。その時、生徒Bは「集団下校は殴り放題」などと言う。生徒Aは怖い・気持ち悪いと感じる。

この内容については、令和4年6月17日ころ、生徒Aの保護者も聞き、その際、生徒Aは、上記④に関連して、生徒Bが触れてきた状況について、「お腹を強い力で真っすぐパンチされ、そのまま胸の谷間にこぶしが上がってきて、びっくりして「やめて！」と突き放した」と説明している。生徒Aの保護者によれば、その後、生徒Aは警察に対して「胸を触られたこと」を伝え、警察は生徒Aの保護者に「胸を触られた事実」を伝えたとのことである。

イ　生徒Bは、令和4年6月9日にA中学校が実施した聴き取り調査に対して、生徒Aの話について概ね認めていた。

令和４年７月１日、生徒Ａの両親、生徒Ｂの両親、生徒Ｂ、[redacted]教頭、３学年主任、３年生徒指導担当、生徒 A 担任、生徒 B 担任が同席して、話し合いを行った。その際、事実確認が行われ、生徒Ｂは、以下の内容を自ら記載している。（番号は便宜上付した）

① ２学期中旬　　後ろから、急に走ってきて肩を強くたたいたり、リュックのひもをひっぱった。リュックをひっぱった時にたおれ、その時に、あやまらず「体幹ないな」といった。

② ２学期の終わり　家までついていって筋トレや走ることをさせようとした。その後、お腹をなぐったり、胸の方に拳を向けてなぐろうとした。

③ 集団行動の前日　生徒Ｃの手で生徒Ａのわき腹のところをなぐった。その後、「明日は、なぐり放題だな」といった。

④ ２学期の冬　　わいせつな内容のメッセージを送り、その後だれにもいうなと送った。

⑤ 不定期　　お腹をなぐったり、肩を激しくたたいたり、リュックを急にひっぱったりした。

⑥ 小学５年生の頃　肩をたたいていた。

ウ　生徒Ｂは、令和４年１２月１２日に実施された原調査委員会の聴取に対する答えは概ね以下のとおりである。

・上記イ①について

問　時期は中学２年の１０月とか１１月のイメージか。

答　はい。

問　急に走ってきて肩を強くたたいたり、リュックのひもを引っ張った。リュックを引っ張った時に生徒Ａが倒れたことはあったか？

答　沈黙

問　「体幹ないな」という発言はあったのか？

答　沈黙。少しうなずく程度

問　周りに誰かいたか？　思い出せない？

答　うなずく

・上記イ②について

問　時期は中学２年生の１２月ころでよいか？

答　はい。

問　お腹をなぐった回数は覚えているか？

答　覚えていない。

問　胸に手はあたっていない？

答　はい。

問　胸をめがけてパンチを出したような気持ちはなかったか？

答　沈黙

問　お腹以外に何か暴力的なことをしたか？

答　ないと思う。

問　お腹にパンチをした、それ以外の暴力的なことはこのときにはなかったという記憶か？
答　はい。
問　拳が胸だけでなく、顔にいったことはないか？
答　はい。
問　周りに誰かいたか？
答　いなかったと思う。
・上記イ③について
問　集団行動の前日とはいつのことか。
答　覚えていない。
問　上記イ①、②より前か後か？
答　後だったと思う。
問　周りに誰かいたか？
答　多分、生徒Ｄがいたと思う。
・上記イ④について
問　集団行動の前日とはどちらが先か？
答　集団行動の前日が先だと思う。
問　上記イ①～③は、全部このメールよりも前のことだという記憶で良いか？
答　はい。
・上記イ⑤について
問　いつごろからあったのか？
答　覚えていない。
問　１年生の時、あったか？
答　なかったと思う。
問　２年生になって１学期には始まっていたか？　思い出せない？
答　沈黙
問　お腹をなぐったり肩を叩いたりリュックのひもを引っ張ったりしたのが多かったのは２年生の２学期か？
答　はい。
問　そういうことをしてしまうときは、どんなときが多かったか？
答　ストレスが溜まっていたとき。
問　どんなことでストレスが溜まってしまっていたのか？
答　勉強のこと、部活の時。
・上記イ⑥について
問　これはどういう意味で書いたか？
答　（生徒Ｂの父が代わりに答える。）本人としては記憶があったわけではないが、生徒Ａの保護者からそう言われたので書いた。
問　小学生のころに、生徒Ａに対して暴力的なことをした記憶はあるか？
答　ないです。
・その他の行為について

問　生徒Aの体に触って「触らないで、気持ち悪い」と言われたような記憶はないか？

答　覚えていない。

問　後ろから生徒 A の襟を引っ張って、結果的に生徒 A の首をしめるような形になって、生徒 A が「うっ」と声を出したときに、「なに変な声出してんの？」というようなことを言ったことはあるか？

答　覚えていない。

問　中学３年生になってから、生徒Aの近くに寄ったり、ドア越しに話しかけたということについて思い当たることはあるか？

答　ない。

問　下校途中に生徒Aにつきまとったり、待ち伏せしたりしたことはあったか？

答　ないと思う。

エ　第５回原調査委員会から第６回原調査委員会の間に実施された生徒Bに対する書面調査に対する生徒Bの回答は概ね以下のとおりである。

①　小学校５年生以降、下校時に、ランドセルを引っ張ったり叩いたりしたなど。

回答）生徒 A の両親に学校で謝罪をした際に生徒 A の両親からそのような話をされ、叩いたりした覚えはなかったが、生徒Aの両親が話した内容をそのまま書いた。

②　小学校６年生、生徒Aが生徒B宅に友人らと来ていた。生徒Aと生徒Bとが二人きりになった際に腹部を殴打した。

回答）生徒 A が小学校６年生のときに生徒 B 宅に来たことはないし、腹部を叩いたこともない。

③　中学２年２学期以降、下校時に、後ろからものすごい速さで突然走り、生徒Aの背中を後方より無言で激しく殴打した。

回答）後ろから走って行って、背中を手のひらで叩いてしまったことはあったと思うが、そのときにダッシュをした覚えはなく、強く叩いた覚えもない。

④　不定期に下校時に、リュックを後方から日常的に急に引っ張ったり、登校時にも肩を激しく叩いたりお腹を殴ったりした。

回答）リュックを後ろから引っ張ったり、肩やお腹を手のひらで叩いてしまったことはあったと思うが、それほど強く叩いた覚えはない。何回かリュックを引っ張ったりしたことはあったかもしれないが、登校中にやったことはないし、一緒に下校した際にいつもやっていたわけではないから日常的にということはない。急だったかは覚えていない。

⑤　中学校２年２学期以降、不定期に下校時に、生徒Bの自宅を通り過ぎ、生徒Aを待ち伏せし、繰り返し後をつけた。

回答）「一緒に帰ろう」と誘って、生徒 A の家まで一緒に行ったことはあったが、繰り返し後をつけたことはないし、待ち伏せたりもしていない。

⑥　中学校２年下校時、リュックを引っ張って引き倒し、道路に押し倒した。

回答）一緒に下校した際にリュックを引っ張ったことはあったと思う。その際に

生徒Aが体勢を崩したことがあったかもしれないが、道路に押し倒したことはない。

⑦ 中学2年下校時、後ろから襟を引っ張って首を締め付けた。

回答）後ろから襟を引っ張って首を締め付けたりしたような覚えはない。

⑧ 令和3年11月28日、卑猥なメールを送りつけ、誰にも言うなと脅迫した。

回答）LINE メッセージにて、ネットで見つけた卑猥な答えを連想させるなぞなぞを送ったことはある。また「誰にも言うな」という趣旨の LINE メッセージを送った記憶はある。「もし言ったら・・・」などということを送った記憶はなく、脅迫する意図は全くなかった。

⑨ 中学2年12月、下校時、生徒A宅の駐車場で、腕立て伏せをさせた、フェンスへ押しつけた、腹部を殴打した、胸部へ拳を持っていき不用意に触れた。

回答）腕立て伏せをさせたことはあったと思う。フェンスに押しつけたような覚えはない。お腹をパンチしたことはあったと思うが、それほど強い力でパンチした覚えはない。胸部に触れたということはない。

⑩ 中学3年5月23日、下校時、生徒Cをヘッドロックし自由を奪った上、生徒 C の手を使い、生徒 A の腹部を殴打させ、「明日の集団下校は殴りたい放題だ」と脅迫した。

回答）生徒Cにヘッドロックをして自由を奪ったことはないが、生徒Cの手を持って、生徒 C の手を使って、生徒 A の腹部を叩いたことはあったと思う。ふざけて「明日の集団下校は殴りたい放題だ」といった趣旨のことを言ってしまったことはあったかもしれないが、脅迫する意図は全くなかった。

オ 上記に関連して、関係生徒らは以下のとおり聴取に答えている。

① 生徒C

・生徒Bから自分の左腕を掴まれて生徒Aを叩いてしまった。

・中学3年生になってすぐのころ、生徒Aから相談をされ、名前は出さなかったが、誰かから殴られているという話を聞いた。

② 生徒D

・中学3年生の4月、生徒Aから下校する道を変えようという提案があった。その後理由を聞いたら、生徒 A が生徒 B から、待ち伏せ、後ろから急に叩かれる、驚かされることがあり、生徒Aがとても嫌な気持ちになっていることを知った。

・生徒Aと生徒Bとを離すべく、下校する道を変更した。

・生徒 A から、生徒 B に自宅前で待ち伏せされ、生徒 A が自宅に入ろうとしたら、生徒 B が自分の腕で生徒 A をフェンスに押しつけた、その際、生徒 B の腕が胸付近にあったという話を聞いた。

③ 生徒E

・中学1年生のころ、生徒A、生徒Bと3人で下校中、生徒Bが生徒A、生徒Eに聞こえる声で、性的な内容の言葉（具体的な内容は覚えていない）を言ったことを聞いた。

（４）生徒Ｂの話の信用性について

ア　生徒Ｂは、令和４年６月９日に実施されたＡ中学校での聴取及び令和４年７月１日に実施された話し合いの場において、生徒Ａ側から指摘をされていた事実について概ね認める態度であった。

その後、原調査委員会が令和４年１２月１２日に実施した聴取においては、覚えていないあるいは沈黙で答えることが多くなった。

その後書面にて、小学５年生のころにランドセルを引っ張ったこと、小学６年生のときに生徒Ｂ宅で生徒Ａの腹部を叩いたこと、生徒Ａを待ち伏せしたこと、生徒Ａの襟を引っ張ったこと、生徒Ａの胸部に拳を移動させたことについては明確に否定するに至っている。なお、この書面の記載文言は、生徒Ｂが令和４年７月１日に記載した記載と比較して、その言葉遣いが明らかに異なり、「趣旨」、「脅迫する意図」というような言葉遣いをしていたり、一つ一つの言葉に対して丁寧に認否を加えたりしていることから、少なくとも、生徒Ｂだけで記載したわけではなく、保護者や弁護士などが協力して記載されたと認められる。

このように、生徒Ｂの話は時期によって変遷してしまっており、特に、書面を作成した段階では保護者や弁護士などの影響を強く受けていると考えられる。生徒Ｂが書面で否定するに至っている点について、直ちに信用することはできない。他方で、生徒Ａから申告があった事実に関して、保護者や弁護士などの影響を受ける中でも生徒Ｂも一貫して認めている事実関係については、信用性が認められると考えられる。

したがって、生徒Ａ及び生徒Ｂの話が一致している点についてはそのとおりの事実があったと見ることができ、一致していない点を中心に検討する。

イ　前述のとおり、生徒Ｂが聴取又は書面にて否定していない事実については、これがあったと認定することができる。具体的には、原調査委員会が認定した事実のうち、④及び⑥と、②のうち生徒Ａのリュックを引っ張ったこと、⑤のうちで生徒Ａ宅駐車場において、生徒Ａに腕立て伏せを強要したうえ、腹部を殴打したことは認定できる。

ウ　続いて、生徒Ａが小学校時代に生徒Ｂからされていた行為について検討する。生徒Ａと生徒Ｂとの関係性を検討する上では、小学校時代に生徒Ａが生徒Ｂからいじめの被害を受けていたか、どのようないじめの被害を受けていたかという点については、重要な事柄である。他方で、生徒Ａが不登校になってしまった経過を検討する際には、中学校時代の出来事が大きく影響していると考えられ、本件における資料も中学校時代のものが中心である。そのため、小学校時代の出来事については、生徒Ａと生徒Ｂの関係性を把握するために必要な範囲で、いじめの事実について認定する。

生徒Ａは、小学５年生のころ生徒Ｂがランドセルを引っ張ったこと、小学６年生のころ生徒Ｂが生徒Ｂ宅で生徒Ａの腹部を叩いたことについてそれぞれ話をしている。

そこで検討すると、まず生徒Ａと生徒Ｂとは家が近く小学１年生からの知

り合いであった。両者の家が近いことからすれば、下校時に日常的に顔を合わせる関係にあったと考えられる。これに加えて、関係生徒らからの聴取によれば、小学校時代から生徒 A が生徒 B からランドセルを引っ張られていたと述べる生徒もいるし、一般的にこのような行為は加害者の記憶には残りにくいが被害者の記憶には残りやすいといえる。さらに、生徒Bは中学校時代になってから生徒Aに対して暴力行為を行っているところ、小学校時代から本件いじめ行為を生徒 A が申告するまでの間生徒 A と生徒 B との関係性を大きく変える事情がないことからすると、生徒 B が小学校時代から継続的に生徒 A に対して暴力を行っていたとしても不自然ではない。

以上からすれば、生徒 A は生徒 B から遅くとも小学５年生ころから小学６年生までの間に、ランドセルを引っ張られたり、時には腹部を叩かれるなどの暴行を受けていたと認定できる。

エ　続いて、中学２年生の２学期に生徒 A の後をつけたり、生徒 A を待ち伏せしたかについて検討する。

この時期の生徒 A と生徒 B との関係性を検討すると、生徒 B は生徒 A に対して一方的に好意を持っており、好意を伝える手段として生徒 A に対して暴力を振るったり、わいせつな内容のメッセージを送ったりしていたことが認められる。

そして、生徒 B は、生徒 A に対して、一緒に帰るように誘っていたことは認めている。その回数については具体的に述べていないものの、生徒 B が生徒 A に対して好意を持っていたこと、生徒 A に対して複数回にわたり暴力行為を繰り返していたことからすれば、一緒に帰るように誘っていた行為についても、複数回あったと考えるのが自然である。

このような誘いを具体的にどのようにしていたかということについては資料からは不明であるものの、すでに一緒にいる状況で一緒に帰るように誘うことは不自然であるため、一緒にはいない状況で誘っていたと認められる。また、生徒 A は[redacted]部、生徒 B は[redacted]部に所属していたところ、[redacted]部の部活動の帰宅時間が同じような時間になることはよくあるといえ、かつ、生徒 A と生徒 B の家は近かったのであるから、下校時にも近い距離にいることが多かったといえる。このような状況及び生徒 B が生徒 A に対して好意を持っていることを前提にすれば、生徒 B が生徒 A に対して声をかけるために、下校途中に後ろから近づいたり、生徒 A が来るのを待って声をかけていたとしても何ら不自然ではない。

これを生徒 A の側からみれば、生徒 A の後をつけたり、生徒 A を待ち伏せしていたように感じていたと思われる。

したがって、中学２年生の２学期に生徒 A の後をつけたり、生徒 A を待ち伏せしたという事実も認定できる。

オ　次に、中学２年生の２学期、下校時に、生徒 A のリュックを引っ張って道路に倒したことについて検討する。

生徒 B は、生徒 A のリュックを引っ張ったこと、生徒 A がバランスを崩し

たことがあったことについては認めている。

そして、生徒Ｂは、これまで検討したとおり、生徒Ａのリュックを引っ張っていたことが１回だけであるとは考えられず、複数回にわたり生徒Ａのリュックを引っ張ることを繰り返していたと認められる。また、生徒Ｂは、後ろから生徒Ａのリュックを引っ張ったこともあったと認めている。

不意に後方からリュックを引っ張られればバランスを保っている方が困難である。また生徒Ｂも生徒Ａがバランスを崩したことがあったと述べており、実際に生徒Ａがバランスを崩したこともあったと考えられる。したがって、生徒Ｂは、少なくとも生徒Ａにとっては相当強い力でリュックを引っ張っていたと考えられる。

そして、複数回このようなことを繰り返せば、そのうち何回かは生徒Ａがバランスを崩して倒れてしまったとしても不自然ではない。また、リュックを引っ張られた後、道路に転倒したかどうかという被害結果について、加害者の記憶には残りにくいが被害者の記憶には残りやすいといえる。

以上の検討により、中学２年生の２学期、下校時に、生徒Ａのリュックを引っ張って道路に倒したことについても認定できる。

カ　次に、中学２年生の２学期に、生徒Ａの後ろから襟を引っ張って首を締め付けたことについて検討する。

これまで認定したとおり、このころ、生徒Ｂは、生徒Ａの後ろからリュックを引っ張ったり、肩を叩いたり、背中を叩いたり、腹部を叩いたりする暴力を複数回行っていた。このようなことを繰り返す中で、生徒Ｂが生徒Ａの後ろから襟を引っ張るという行為を行っていたとしても何ら不自然ではない。

一般的に、このような被害については加害者の記憶には残りにくいが被害者の記憶には残りやすいといえる。そして、生徒Ａは、この点について、生徒Ａが「うっ」と声を出したときに、「なに変な声だしてんの？」というようなことを言ったというように前後のエピソードを含めて述べており、またその流れも自然である。

したがって、中学２年生の２学期に、生徒Ａの後ろから襟を引っ張って首を締め付けたことについても認定できる。

キ　次に、令和３年１２月ころ、生徒Ａ宅駐車場において、生徒Ａに腕立て伏せを強要したうえ、生徒Ａをフェンスに押しつけて腹部を殴打し、その殴打した拳を生徒Ａの胸部に移動させたという原調査委員会の認定について検討する。

このうち、生徒Ａ宅駐車場において、生徒Ａに腕立て伏せを強要したうえ、生徒Ａの腹部を殴打したことについては、生徒Ｂも認めている。そこで、生徒Ｂがその拳を生徒Ａの胸部に移動させたかという点が問題になる。

この点、生徒Ｄは、生徒Ａから、生徒Ｂに自宅前で待ち伏せされ、生徒Ａが自宅に入ろうとしたら、生徒Ｂが自分の腕で生徒Ａをフェンスに押しつけた、その際生徒Ｂの腕が胸付近にあったという話を生徒Ａから聞いており、生徒Ａの述べる内容と整合している。生徒Ｂが生徒Ａを腕でフェンスに押し

つけながら生徒Aの腹部を拳で殴る体勢を取ると、必然的に生徒Aと生徒Bとは密着し、その状態で生徒Bが生徒Aの胸付近に拳を移動させようとすれば、生徒Bの拳が生徒Aの胸部に触れると考える方が自然である。また、生徒Aは、この点について、生徒Aが生徒Bの拳でお腹を殴られ、その拳がお腹にある状態で、体をフェンスの方へ押され、その拳が左胸を触れるように、お腹を上部へなぞっていったというように具体的な動作を含めて述べており、またその流れも自然である。生徒Aは、当初、母親や生徒D等に対し、胸部に触れたことを述べていなかったが、心的外傷的出来事と関連した苦痛な記憶を呼び起こすことに結びつく会話を回避していた可能性や、恥や罪悪感から正確に説明することが難しい可能性も考えられ、生徒Aが、当初、胸部に触れたことを述べていなかったことをもって、生徒Aの供述の信用性を失わせるものではない。

以上の検討によれば、生徒Bの拳は単に生徒Aの胸部に移動させたということに留まらず、生徒Aの胸部に触れたという生徒Aの供述は自然かつ合理的であり、信用できる。

したがって、令和３年１２月ころ、生徒A宅駐車場において、生徒Aに腕立て伏せを強要したうえ、生徒Aをフェンスに押しつけて腹部を殴打し、その殴打した拳が生徒Aの胸部（ここでは「体の前面、首と腹の間」をいう。）に触れたという事実について認定できる。

3　再調査委員会が認定したいじめに関連する当事者の精神疾患と精神症状及び心理状態並びに不登校の原因

（１）生徒Aの登校等の状況

生徒Aは、令和４年６月９日から１学期中及び８月２４日までの夏休みの期間、学校に全く来られない状況であった。２学期が始まり、令和４年８月２５日からは、保健室登校ができる状態になり、令和４年１０月１０日までは保健室あるいは相談室への登校を続けた。

令和４年１０月１１日からは、再度不登校になり、卒業するまで登校ができなかった。生徒Aは、[redacted]高校に進学することとなった。

（２）生徒Bの登校等の状況

生徒Bは、令和４年７月１６日から、生徒Bの保護者の判断により登校を自粛した。なお、この判断について、A中学校からの登校を自粛させることに対する直接的な働きかけがあったことは確認できなかったものの、その時点では、[redacted]校長と[redacted]教頭は、生徒Bがなるべく学校に来ないほうが望ましいと考えていたようであるが、生徒Bの登校に関して学校としての明確な方針は決まっていなかった。

令和４年９月１５日、生徒Bの代理人弁護士が通知書を作成し、生徒Aとの間で話し合いに向けた解決の提案等を行った。

令和４年１０月４日、生徒Bの代理人弁護士は通知書を作成し、生徒Aとの間で話し合いによる解決を図りたいが、それができない場合には中間テストに合わせ

て令和４年１０月１４日から生徒Ｂを登校させる旨生徒Ａ及び生徒Ａの両親に対して通知した。

令和４年１０月１４日から生徒Ｂは登校を再開し、生徒Ｂは卒業するまで登校を継続した。なお、この登校について、Ａ中学校から生徒Ｂに対する何らかの働きかけは確認できなかった。生徒Ｂの登校再開について[redacted]校長及び[redacted]教頭から再調査委員会が聴取した内容を総合すると、Ａ中学校としては当時生徒Ａが保健室や相談室に登校できる状況であったことも踏まえて、その時点で生徒Ｂが生徒Ａの意向に沿わない形で登校を再開することに対しては積極的に肯定する考えはなく、最低限もう少し状況の推移を見守ってからの方が良いのではないかと考えていたが、生徒Ｂが転校せずにＡ中学校で授業を受けたいという意向を有している以上、Ａ中学校としては生徒Ｂの教育を受ける権利を保障する必要があること、生徒Ｂが弁護士を付けて法的な観点を学校に伝えていたことを踏まえて、より生徒Ｂの権利保障については行わなければならないと考えたこと、[redacted]校長において生徒Ｂの弁護士と電話等でやりとりを行ったものの生徒Ｂの登校再開の意思は固いと考えたことなどから、消極的に登校再開を受け入れたものと認められる。これに先だって、[redacted]教頭から生徒Ａの保護者に対して、生徒Ｂには教育を受ける権利があるということを内容とする話がなされているが、これは、生徒Ｂの保護者から登校を再開することも含めて話があり、Ａ中学校の方針を決める必要があったところ主に[redacted]校長と[redacted]教頭において相談をして、この段階でも学校としては生徒Ｂの教育を受ける権利については保障しなければならない法的な義務があると考え、内容を事前に練った上で、生徒Ｂには教育を受ける権利があることを含む内容を生徒Ａの保護者に伝えたものと考えられる。このように、当時のＡ中学校の対応は、生徒Ｂの教育を受ける権利を制限する根拠はないことから、消極的に生徒Ｂの登校自粛を解除する判断を受け入れるというものであり、学校が自ら登校再開に向けた積極的に働きかけをするものではなかった。

（３）生徒Ａの精神疾患と精神症状

生徒Ａは、令和４年１０月１日に[redacted]を受診し、少なくとも再調査委員会の調査時点まで通院を継続して投薬治療を受けている。医療法人[redacted]医師[redacted]作成の同月９日付け診断書には、傷病名として「心的外傷後ストレス障害」の記載があり、「フラッシュバック、強い抑うつ症状、不安症状を認める」とされている。

（４）生徒Ａが不登校となった原因についての原調査委員会による説明

生徒Ａが不登校に至ったのは、中学２年生の２学期以降から激しくなった生徒Ｂからの一連のいじめ行為により、生徒Ｂに対して恐怖心を抱いていたところ、更に令和４年５月２３日の下校時に再び生徒Ｂから暴力を受けたうえ、「明日の集団下校は殴り放題だ。」と言われたことを直接的な契機として「心的外傷後ストレス障害」を発症し、生徒Ｂに対する恐怖心や生徒Ｂに遭遇するのではないかという不安感等から外出もままならなくなったことに起因するものと認められる。

（５）生徒Ａの不登校に至る精神疾患と精神症状及び心理状態に関する考察

ア　考察に利用した資料等について

生徒 A の再調査時点における心理状態その他の事情を踏まえた結果、再調査委員会は生徒 A に対する直接・間接の調査を行わないこととした。生徒 A の精神疾患と精神症状又は心理状態を一定程度把握するためには、原調査報告書の資料のみでは情報が不足しており、客観的に評価分析することは困難である。しかしながら、原調査報告書において生徒 A が不登校となった原因についての考察に関する記載が存在し、原調査報告書の記載内容について検討を求められている。再調査委員会としてはその記載内容が正しいか否かについて分析を試みる必要があることから、すでに収集済みの資料に基づき、可能な限りの推測を記載することとする。なお、精神疾患と精神症状又は心理状態に関する考察をそれぞれ試みているが、いずれの考察からも概ね生徒 A の状態は同様の状態であると推測された。ただし、実際の生徒 A の置かれていた精神疾患と精神症状又は心理状態とは異なる可能性もあることについては注意が必要である。

イ　生徒 A の精神疾患と精神症状に関する考察

心的外傷後ストレス障害の本質的な特徴は、心的外傷的出来事（実際に又は危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事）を体験した後に生じる特徴的な症状の出現である。特徴的な症状は心的外傷的出来事に関連した侵入症状（フラッシュバック等）、心的外傷的出来事に関連する刺激の持続的回避（心的外傷的出来事についての苦痛な記憶に結びつく場所や会話の回避等）、心的外傷的出来事に関連した認知と気分の陰性の変化（恥や罪悪感等）、心的外傷的出来事と関連した覚醒度と反応性の著しい変化である。これらの特徴的な症状が 1 か月以上持続した場合に心的外傷後ストレス障害と診断される。なお、症状の持続が 1 か月未満の時点では急性ストレス障害と診断される。

生徒 A の精神疾患（心的外傷後ストレス障害）の診断については、いじめ行為が心的外傷的出来事だとして、「侵入症状」（診断書に記載されている「フラッシュバック」）、「持続的回避」（不登校）を認める一方で、「認知と気分の陰性の変化」、「覚醒度と反応性の著しい変化」を認めたかどうかは診断書からは不確かであり、症状の持続期間も不確かである。したがって原調査委員会による報告書から得られた情報では明確に心的外傷後ストレス障害だとは判断できない。しかし前述のとおり、診断当時の精神症状の聴取は今回の調査では不能であり、実際に診察し診断書を記載した医師の診断を否定するほどの根拠はない。したがって心的外傷後ストレス障害（令和４年５月２３日から１か月は急性ストレス障害の可能性もあり）による持続的回避で不登校に至ったとする原調査委員会の説明は精神医学的に矛盾がなく、信用に足るものだと考える。

心的外傷後ストレス障害の治療にあたっては生活環境を本人が安心できる状況に調整することが原則になる。学校が安心できる環境だと本人及び保護者が納得する前に生徒 B が登校したことにより本人の不安が増悪し、心的外傷後ストレス障害が遷延し不登校期間が延長した可能性がある。

ウ　生徒 A の心理状態に関する考察

生徒Ａは、小学５年生頃から中学３年生までの長期間にわたり、継続的な暴力行為や性的な嫌がらせ、精神的な苦痛を伴ういじめを経験した。いじめ行為の中には、身体的な暴力（殴打、襟を引っ張って首を締めつける行為）だけでなく、性的な内容を含むメッセージの送信や恐怖を感じさせる発言が含まれていた。これらの行為により、生徒Ａは日常生活の中で恐怖や不安を感じることになり、安心して学校生活を送ることができなくなったと推測される。

いじめの主な加害者である生徒Ｂは、生徒Ａの近隣に住んでおり、小学校から中学校まで一貫して接点が多かったため、被害は学校内だけでなく学校外にも及んでいた。そのため、生徒Ａにとって、物理的な距離を取ることが難しく、心理的な安全感を持つことが難しかったと推測される。また、生徒Ｂが日常的に暴力を振るったりしたことで、生徒Ａは継続的なストレスを受けていたと考えられる。特に、性的な内容を含むメッセージや胸部への接触行為は、生徒Ａにとって強い嫌悪感や羞恥心を引き起こしたと推測される。また、他者に話すことの難しさや「誰にも言うな」という生徒Ｂからの指示により、強いストレスを感じた可能性がある。

生徒Ａは、いじめの相談をＡ中学校にしたものの、迅速かつ適切な対応が行われず、心理的に追い詰められる状況が続いたと推測される。Ａ中学校の対応の遅れや、組織的な支援の欠如、生徒Ｂの登校再開に対する学校側の説明不足などは、生徒Ａに「学校は自分を守ってくれない」という無力感や不信感を抱かせる要因の１つとなったとも思われる。このような対応の不備は、生徒Ａの心の傷をさらに深めたと考えられる。

生徒Ａは令和４年６月９日から登校を完全に停止し、２学期以降も保健室登校を経て最終的には不登校の状態に至った。このような状況の背景には、生徒Ｂからの暴力や精神的なプレッシャーに加え、Ａ中学校の対応が不十分だったことへの失望感や信頼を喪失したことが影響した可能性も考えられる。例えば、生徒Ｂが登校を再開した一方で、自身は安全を確保できないという感覚が強まり、「学校は自分を守ってくれない」という思いが生徒Ａには強く感じられたと推測される。

（６）生徒Ｂの精神疾患及び精神症状に関する考察

ア　生徒Ｂについても、原調査委員会の聴取に対する生徒Ｂの態度その他の事情を踏まえて、生徒Ｂの精神疾患と精神症状に関して、再調査委員会として新たな調査は実施しないこととした。

イ　生徒Ｂが特定の精神疾患（「発達障害」を含む）に罹患していたかどうかは、原調査委員会の報告書から明らかにすることはできない。したがって、生徒Ｂの精神疾患と精神症状が生徒Ａの不登校に及ぼした影響は評価ができない。

なお、生徒Ｂ及び生徒Ｂの保護者が希望すれば精神疾患（「発達障害」を含む）の診断及び治療の機会はあったかもしれないが、特殊な状況（措置入院の要否の判定、司法手続きにおける精神鑑定）を除いて、本人及び保護者が希望していない場合に診断及び治療を行うことはできない。また、発達障害者支援

法（平成２８年法律第６４号）第５条には「市町村は、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条及び第１３条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。」、第５条第２項には「市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１１条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。」と定められているが、資料を確認する限りでは、生徒Ｂの健康診査、健康診断では「発達障害」の指摘はなかったようであり、Ａ中学校が生徒Ｂの精神疾患（「発達障害」を含む）を発見できていなかったとしてもやむを得ないと考える。

第５　基本方針の定め

１　Ａ中学校の基本方針

Ａ中学校いじめの防止基本方針（以下、「Ａ中学校の基本方針」とする。）には、以下の事項が定められている。

（１）いじめ問題に取り組むための組織として、いじめ問題対策支援チームを設置すること（Ａ中学校の基本方針２ページ）

（２）いじめ問題対策支援チームの活動内容として、「エ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割」があること（Ａ中学校の基本方針３ページ）

（３）いじめに対する措置として、「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。」こと（Ａ中学校の基本方針７～８ページ）

（４）各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があること（Ａ中学校の基本方針８ページ）

（５）学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を共有した後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること（Ａ中学校の基本方針８ページ）

（６）いじめ重大事態が発生した場合には、関係者等のケアを市教育委員会と連携して行うこと（Ａ中学校の基本方針１０ページ）

２　上尾市の基本方針

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「市の基本的な方針」とする。）には、以下の事項が定められている。

いじめの「【早期発見・事案対処】」のため、「エ　いじめに係る情報（いじめが

疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割」等を担うためのいじめの防止等の対策の組織を設置すること（市の基本的な方針７～８ページ）

第６　本件いじめに対するＡ中学校及び市教育委員会の対応

（以下、第６においては、「○」を学校の対応、「・」を市教育委員会の対応、「●」を加害生徒側の対応として区別して表記する。）

１　令和４年１学期中の対応

○令和４年５月２４日、生徒Ａの担任は、本件いじめ行為について相談を受けた。

○令和４年５月３１日、生徒Ａの担任は、生徒Ａから直接いじめの詳細について聴取した。なお、このタイミングになった理由について、担任によれば、５月２６日は一斉避難訓練で保護者が迎えに来たこと、５月２７日から２９日は生徒Ａが学校を欠席したこと、５月３０日は中間テストで生徒Ａが別室でテストを受けたことなどから、落ち着いた５月３１日に行ったとのことである。

○令和４年６月２日、生徒Ａの担任は、生徒Ａから、生徒Ｂに対して指導をして欲しいという要望を聴取した。

○令和４年６月６日、生徒指導委員会が開催され、生徒Ａの担任から、生徒Ａの事案について報告があった。この時点で、Ａ中学校として本件のいじめを認知した。同委員会において、管理職から生徒Ａの担任に対して、事実関係の確認を指示したが、Ａ中学校の基本方針に定められているいじめ問題対策支援チームの緊急会議は開催されず、これ以後も会議が開催されることはなかった。

○令和４年６月６日、生徒Ａの担任が、生徒Ａの保護者から、生徒Ｂが生徒Ａに対して送ったメッセージの内容を聴取し、翌７日に記録した。

○令和４年６月９日、学年主任らが生徒Ｂに対して聴取を行い、指導を行った。

○令和４年６月２４日、Ａ中学校は市教育委員会に対して本件いじめ行為の認知を報告した。

○令和４年７月１日、教頭ら教職員、生徒Ａの両親、生徒Ｂ及び生徒Ｂの両親が集まり話し合いを行った。この際、生徒Ｂがいじめ行為を認める旨の自認書面を作成した。

○令和４年７月４日、生徒指導委員会が開催された。

・令和４年７月８日、教育センターがＡ中学校に対し、生徒Ａ側が警察に被害届を出す旨を連絡した。

○令和４年７月１１日、警察からＡ中学校に連絡があり、生徒Ａのスマートフォン持ち込みについてＡ中学校が許可した。

○令和４年７月１４日、校長らが、生徒Ａの保護者、生徒Ｂの保護者と話し合った。この話し合いのあと、Ａ中学校は、生徒Ｂの保護者を残し、いじめや暴力は犯罪であり絶対に許されない行為であること、生徒Ａに残った傷は一生消えることのないものであり、起こしてしまったことの重大さについて伝えた。正確な時期は不明であるものの、[redacted]教頭は、学校としての方針を明確にしないまま、生徒Ｂと生徒Ｂ

の保護者との間で、今後の対応についての協議をしていた。

○令和４年７月１５日、管理職らが本件いじめ行為をいじめ重大事態として対応することを決定した。

○令和４年７月１６日、生徒Ａの担任が、生徒Ａ宅を訪問した。

○令和４年７月１９日、Ａ中学校が市教育委員会に対していじめ重大事態の発生を報告した。

○令和４年７月１９日、Ａ中学校が教室の入れ替え等の接触回避措置を実施した。

・令和４年７月２１日、[redacted]指導主事がＡ中学校から資料提供を受けた。

・令和４年７月２１日から２６日まで、[redacted]指導主事と教頭とで事実確認を行った。

・令和４年７月２９日、市教育委員会は、市長に対していじめ重大事態の発生を報告した。同日、[redacted]指導主事において、教頭に対して、いじめ重大事態に関する調査報告書を作成し、生徒Ａ及び生徒Ａの保護者に対して、調査完了後に調査内容及び結果を提示できるように準備することを伝えた。

・令和４年８月５日、[redacted]指導主事は、重大事態の発生についての事故報告書の下書きを埼玉県教育局南部教育事務所生徒指導担当に提出した。

・明確な時期は不明であるが、この頃までに、[redacted]校長と[redacted]指導主事が相談し、生徒Ｂに対して、出席停止の措置を取ることができるか検討を行ったものの、出席停止の措置を取るためには、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあることが継続していることが必要であるという認識で一致し、本件については生徒Ｂが反省の態度を示し登校自粛をしていることなどを考慮して、出席停止の措置までは採れないことを共有した。

・これ以降、夏休みの期間中の対応は確認できなかった。

２　令和４年２学期中の対応

○令和４年８月２９日、生徒指導委員会が開催され、本件について令和４年７月１５日にいじめ重大事態の認定をしたことが報告され、Ａ中学校に「いじめ調査委員会」が設置された。

・令和４年８月３１日、[redacted]指導主事は、重大事態の発生についての事故報告書（教育長決裁済）を埼玉県教育局南部教育事務所生徒指導担当に提出した。

○令和４年９月６日、校長は、市教育委員会指導課長に対して、いじめ重大事態にかかる相談を行い、生徒Ａの保護者と生徒Ｂの保護者が直接会って話し合いの場を設定することが重要との認識で一致した。

○令和４年９月８日、スクールカウンセラーが本件いじめ行為を認知した。

・令和４年９月１４日、校長は市教育委員会指導課長に電話し、いじめ重大事態にかかる相談を行い、生徒Ｂ及び生徒Ａの状況及び進路の希望について共有し、生徒Ａの保護者と生徒Ｂの保護者が直接会って話し合いの場を設定する方向で調整中であること、生徒Ｂが生徒Ａ側との話し合いに向けて弁護士をつける意向であることを確認した。

●令和４年９月１５日、生徒Ｂの代理人弁護士が生徒Ａ及び生徒Ａの保護者に対して本件について話し合いにより解決をしたい旨の書面を作成し、Ａ中学校宛てに発

送した。そのころ、同書面をＡ中学校は受領し、生徒Ａの保護者に対して渡した。

○令和４年９月２０日、スクールカウンセラーが生徒 Ｂ のカウセンリングを実施した。

○令和４年１０月４日、スクールカウンセラーが生徒 Ｂ のカウンセリングを実施した。

●令和４年１０月４日、生徒Ｂの代理人弁護士が生徒Ａ及び生徒Ａの保護者に対して本件について話し合いにより解決をしたいこと、解決が図られない場合でも令和４年１０月１４日からは登校を再開することを内容とする書面を作成し、Ａ中学校宛てに発送した。そのころ、同書面をＡ中学校は受領し、生徒Ａの保護者に対して渡した。また、時期は不明であるものの、同書面のＡ中学校宛の送り状の記載から、これ以前に[redacted]校長と生徒Ｂの代理人弁護士との間で電話連絡を行い、生徒Ｂの代理人弁護士からＡ中学校に対して、書面と同内容が告げられた（話し合いにより解決しない場合には令和４年１０月１４日から生徒Ｂが登校を再開すること）。

○令和４年１０月１４日から、生徒Ｂが登校を再開した。なお、生徒Ｂの登校再開にあたって、Ａ中学校が段階的に登校を再開していくことを調整したり、テスト期間については登校させ、あるいは別室での受験機会を確保し、それ以降は改めてオンライン学習に切り替えるなどの調整をしたり、生徒Ａに対して生徒Ｂが登校を再開するに際して学校として生徒Ａの安全をどのように確保するのかということを伝えたりするような対応はいずれも確認できず、生徒Ｂが登校を再開するのであれば受け入れるしかないという受動的、消極的対応に終始していた。

○令和４年１０月１７日、[redacted]校長が生徒Ａの保護者に対して、自ら作成したいじめ重大事態に関する報告書を提示した。なお、校長はこのときまで、生徒Ａ又は生徒Ａの保護者に対して、本件をいじめ重大事態として扱っていることを説明しておらず、いじめ重大事態調査にあたる組織や構成、調査の目的や内容等についても全く説明していなかった。また、調査に関連して生徒Ａの要望を確認したこともなかった。

○令和４年１０月１８日、スクールカウンセラーが生徒Ｂのカウンセリングを実施した。

○令和４年１０月２０日、[redacted]校長は市教育委員会指導課長に連絡し、生徒Ａの保護者から、生徒Ａが登校できていないのに生徒Ｂが登校していることはいじめ防止対策推進法に違反しているのではないかと相談を受けたこと、生徒Ａの母にＡ中学校がいじめ重大事態として扱っていることを説明したところ、そんなことを聞いていないと言われたことを共有し、指導課としては法務相談も含め対応をすることとした。

・令和４年１０月２１日、[redacted]指導主事は、埼玉県教育局生徒指導課から、生徒Ａの母からいじめ重大事態は被害者に周知されないのかという問い合わせがあった旨の連絡を受け、教頭に連絡をしたところ、Ａ中学校は令和４年７月１５日にいじめ重大事態を生徒Ａに伝えることを予定していたが失念していた旨聴取した。

○令和４年１０月２４日、市教育委員会からの指摘を受け、[redacted]校長は、生徒Ａの保護者に対して、本件をいじめ重大事態として扱った経緯等を説明した。

・令和４年１０月２４日ころ、市教育委員会は法務監（弁護士）に本件に関連して、生徒Ｂが登校を再開させているが、生徒Ａに対して（生徒Ｂではない）登校を促すことの法的な問題点について相談をすることとし、令和４年１０月２６日に面談を行った。その結果、登校再開に向けて支援を行っているのであれば、生徒Ａに登校を促すことに問題はないというような趣旨の回答を得た。

・令和４年１０月２６日、[redacted]指導主事は、生徒Ａの母からの連絡などを踏まえ、調査の主体をＡ中学校から市に変更することを決定した。

○令和４年１１月１日、スクールカウンセラーが生徒Ｂのカウンセリングを実施した。

・令和４年１１月７日、原調査委員会による調査が開始された。

第７　原調査委員会における調査の経緯等

１　原調査委員会の日程及び出席者

（１）原調査委員会が開催されたのは、以下の６回の日程である。

① 令和４年１１月７日　午前１０時～１１時３１分
② 令和４年１１月３０日　午後５時３０分～午後７時２０分
③ 令和５年１月１１日　午後６時～午後７時２０分
④ 令和５年２月２日　午後６時３０分～午後７時５１分
⑤ 令和５年４月１１日　午後６時３０分～午後８時４分
⑥ 令和５年５月１０日　午後７時～午後７時５０分

（２）各回の出席者は以下のとおりである。

① 相川委員　森田委員、和氣委員
② 大澤委員長　相川委員、森田委員
③ 大澤委員長　相川委員、森田委員、和氣委員
④ 全員出席
⑤ 大澤委員長　相川委員、森田委員、平山委員
⑥ 大澤委員長　相川委員、森田委員、平山委員

２　原調査委員会の行った調査の概要

（１）書面等の資料

原調査報告書のとおり、１７点の資料を調査の対象としている。

なお、調査対象の資料の中には、もともとＡ中学校や市教育委員会が作成していた資料の他に、原調査委員会が質問事項を作成して送付した[redacted]校長宛及び市教育委員会宛の質問書に対する弁明書も含まれている。

（２）聴取等の資料

原調査委員会の資料によれば、以下のメンバーについて、それぞれ以下の方法で聴取を行っている。

① 生徒Ｂ及び生徒Ｂの保護者
・生徒Ｂの保護者を同席させた上での委員による面談聴取
・その後の聴取等を踏まえての書面による調査

② 生徒Ａ本人

・書面による調査

なお、対面での聴取は、生徒Aの意向や心理状態等を考慮して実施しないこととされた。

③　生徒Aの保護者

・委員による面談聴取

④　A中学校の校長、教頭、３学年主任、生徒A担任、生徒B担任

・上記対象者全員を同席させて、委員による面談聴取

⑤　A中学校の１学年生徒指導担当、２学年生徒指導担当、３学年生徒指導担当

・上記対象者全員を同席させて、委員による面談聴取

⑥　A中学校の養護教諭（[redacted]）

・委員による面談聴取

⑦　A中学校の生徒指導主任

・事務局による面談聴取

⑧　A中学校の養護教諭（[redacted]）、さわやか相談室相談員、スクールカウンセラー

・上記対象者全員を同席させて委員による面談聴取

⑨　生徒Aの保護者から関係生徒として名前があがった生徒６名

ア　生徒C、生徒D

・上記２名を同席させて、事務局による面談聴取

イ　生徒E、生徒F

・上記２名を同席させて、事務局による面談聴取

ウ　生徒G

・事務局による面談聴取

エ　生徒H

・事務局による面談聴取

３　資料の検討方法・原調査報告書の作成経緯

会議において共有、議論するほか、適宜メール等のやりとりも行って資料を共有していた。

また、原調査報告書について、委員が作成した上で、委員間でメール等のやりとりにて議論を行った上で再度原調査委員会においてとりまとめ等を行っていた。

第８　学校の対応の問題点

１　いじめを認知した際の対応

（１）前記第６の１項記載のとおり、A中学校の担任は、令和４年５月２４日に、生徒Aから本件いじめに関する相談を受け、同月３１日に、生徒Aからその内容を詳細に聴取している。すなわち、相談を受けてから詳細に聴取するまでの間、１週間を要していることになる。

（２）いじめ防止対策推進法は、いじめの早期発見、早期対応を目的にしているが、これは、いじめ被害が継続的に発生しているような場合には、早期に発見、対応を行うことで、次なる被害の発生を止め、いじめの深刻化を防ぐことができるからである。

したがって、学校がいじめの発生を認知した場合には、可能な限り速やかに状況を把握・確認し、事案に応じて適切な組織的な対応に繋げていく必要がある。

この点について、市の基本的な方針の７ページから８ページにかけては、【早期発見・事案対処】という項目において、「エ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割」を担うためのいじめの防止等の対策の組織を設置することが示され、これを受けてＡ中学校の基本方針では、いじめ問題に取り組むための組織としていじめ問題対策支援チームを設置すること（A 中学校の基本方針２ページ）、同組織の活動内容として、「エ　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割」（A 中学校の基本方針３ページ）という記載がされている。

また、いじめに対する措置として、「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。」（A 中学校の基本方針７～８ページ）と記載されている。

（３）ところが、本件については、そもそも A 中学校が認知してから聴取するまでの間、１週間もの期間が経過しており、いじめの早期発見・早期対応がされたとはいえない状況であった。その間、当該いじめの案件について、いじめ対策組織に報告されることもなかった（この期間に限らず、A 中学校において、本件についていじめ問題対策支援チームが実質的な活動を行ったことはなかったため、全期間を通じて当該機関に報告されたことはない）。

いじめの被害に遭った生徒とすれば、勇気を出して学校の先生に相談をしたのに、一定期間対応がされないとなれば、重要視されていないのではないか、学校に相談しても解決が図られないのではないかというような不安を抱えてしまうことも考えられる。

また、場合によっては、このように対応が遅れることによって、さらなるいじめの被害を生み、本来であれば防げた被害を生むことにも繋がりかねない。

本件においては、令和４年５月２６日は一斉避難訓練で生徒Ａの母親が迎えに来たこと、同月２７日から２９日は生徒Ａが学校を欠席していること、同月３０日は別室で中間テストの試験を受けたこと、落ち着いた段階の３１日に聴取を実施したという事情がある。しかしながら、聴取について生徒Ａ側の意向がどのようなものなのか、保護者とも連携しながら確認を行えば、本件でもより早期に聴取を実施す

ることは可能であった。また、少なくともこの間に何らの対応が不要であるということにはならず、組織的に情報共有を行うなどの対応をした上で、生徒Aが欠席をするほどの重大な事態が起きているということを念頭に、この段階から対応を検討することが必要であった。

（4）以上の検討のとおり、A中学校が生徒Aから相談を受けた際に、可能な限り速やかに聴取を行うなどして状況を確認すべきであったといえ、7日間にわたってこれが実施されていない点については、一定の事情があったとしても悪い対応と評価する。

また、この間組織的な対応に繋げず、情報共有すら行われていないため、A中学校がA中学校の基本方針に定めているとおり、教職員が抱え込んでいる状況であったといえ、法第23条第1項に違反し得る、非常に悪い対応と評価する。

2　生徒Aからの聴取について

（1）前述のとおり、いじめを発見した段階で早期に聴取を行うべきであったが、それとは別に本件についての聴取の方法についても検討する。

（2）いじめについて組織的な対応に結びつけていくためには、何より正確な記録を作成しこれを共有するということが大前提となる。これがなされなければ、組織的に情報を共有することができないため、その後の組織内での検討が誤ってしまう可能性もあるし、再発防止策を検討する際にも誤った前提のもとに再発防止策をまとめることにも繋がりかねない。

A中学校の基本方針においても、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある（A中学校の基本方針8ページ）とされている。このA中学校の基本方針によっては、具体的な聴取の方法が記載されていないものの、一般的に、情報を適切に記録するためには、①複数名での聴取を行うこと、②予め聴取係・記録係等の役割を決め、聴取の結果を正確に記録すること、③聴取にあたっては、被聴取者が話しやすい雰囲気を作ったり、聴取者を当該生徒が信頼している教職員に担当させたり、先入観を持たずに聴取を行うことができる教職員に担当させるなど、事案に応じて適切な教職員（場合によってはスクールカウンセラーなどの専門家に援助を求める）により実施することが必要になると考えられる。最低限、聴取者・聴取内容については記録しておくことが必要不可欠である。

（3）A中学校においては、本件いじめについて、令和4年5月31日に聴取した旨の記録はあるが、聴取した具体的な内容に関して、その場で作成された記録については提出されておらず、存在を確認できなかった。

本件いじめの訴えは、性的な被害をも伴う暴力を受けたというかなり深刻な内容のものであり、通常であれば、繰り返し事情を聞かれることにより、多大なストレスがかかってしまい、場合によっては聴取に応じることが二次被害に繋がりかねないものであった。そのため、特に本件では、生徒Aが当初どのような内容の訴えをしていたのか、どのような気持ちでいるのかということについて、正確に記録を行うことで、再度の聴取を行うことを防ぐことにより生徒Aのストレスをなるべく低減させたり、生徒Bへの聴取についても明確にポイントを絞って行うことで生徒Bからも早期に事情を把握することができたりするなど、特に記録を的確に残すとい

うことについての重要性が高い事案であった。

しかも、前述のとおり、令和４年５月２４日にいじめの相談を受けてから、３１日に実際に聴取を行うまで、相当な期間が経過しており、A 中学校側が十分な準備を整えるための期間があった。それにもかかわらず、この間学校で組織的な対応が協議された形跡はなく、無為にこの期間を過ごしたといわざるを得ない。

（4）以上の検討のとおり、A 中学校は、生徒 A が欠席を余儀なくされるほどの深刻な内容であることを把握しながら、聴取の際に詳細な記録を取ったり、複数名を同席させて話しやすい環境で聴取を行ったりするなどの対応をしたとは認められず、最低限の記録を残しておくというような対応すらされていない。

よって、このような聴取の際の対応は、非常に悪い対応であると評価する。

3　生徒 B からの聴取について

（1）前述のとおり、令和４年６月９日に、生徒 B の聴取が、学年主任、生徒 B の担任及び生徒 A の担任により実施されている。この間、生徒 A の聴取を担当した生徒 A の担任から、生徒 B の担任に対して、どのような情報が共有されたのか、特に、生徒 A の訴えはどのようなものだったのかという点についてどのような共有がなされたのかということは正確には不明である。ただし、A 中学校が作成した報告書の記載からすれば、前記第２の２項③の記載のとおりの申告があったと考えられる。

この聴取録についても詳細なものは残されていないため、どのような質問や回答があったのかということは不明であるが、生徒 B の担任としては、生徒 B は生徒 A からの訴えを概ね認めたと考えていた。

このほか、令和４年７月１日に、教頭ら教職員、生徒 A の両親、生徒 B 及び生徒 B の両親が集まり話し合いを行い、この際、生徒 B がいじめ行為を認める旨の自認書面を作成している。

（2）いじめの初期対応においては、それ以上いじめ被害を深刻化させないために、早期に状況を確認した上で、被害者を絶対に守り抜くという姿勢を示して被害者の安心感を醸成するとともに、加害者に対して適切な指導や支援を行うことによって、いじめ行為を止めさせ、そのことを被害者に対してフィードバックすることにより、さらなる安心感に繋げるなどの対応を行い、被害者にとって安心安全な学校という環境を確保することが重要である。

A 中学校の基本方針においても、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する（A 中学校の基本方針８ページ）とされている。

そして、このような対応を実現するためには、まずは先入観なく加害とされている生徒の話を聞き、具体的な事実関係において被害生徒との間で事実の認識が共通しているのか、事実の認識が異なる点においては主観的な感じ方の違いなのか客観的な状況の違いなのかなどを詳細に確認し、加害とされている生徒の心情も聴取するなど事実関係を把握することが何より必要である。当然、把握した事実関係は正確に記録し、組織として共有を行うことにより、どのような方法で被害生徒を守り通すのか、加害とされている生徒に対してはどのような指導や支援を行えば、人格

の成長を旨とする教育的な配慮に基づいた指導や支援に結びつけることが可能になる。

（3）A中学校では、そもそも、生徒Bに対する聴取を実施するまでの間、緊急会議を開いていじめ問題対策支援チームを設置するという対応をしていない。なお、毎週定例で開かれている生徒指導委員会が同じメンバーでやっているということを理由に、令和4年6月6日の同委員会においては情報を共有したということであるが、そもそも、他にも多数の案件と同時的に報告をしたに留まっていることから、単なる事案の報告であって、本件いじめに対して、組織的に対応するための報告とはいえない。実際に、組織的に対応がされた形跡については確認できなかったし、会議の結果どのような対応方針を取ったのかということについても記録が残っていない。

したがって、なぜ学年主任、生徒Bの担任及び生徒Aの担任が生徒Bの聴取を行うことになったのかという理由は不明である。また、この聴取も詳細な記録が作成されていないことから、そもそも生徒Bがどの点について認め、どの点について認めなかったのかということも不明であるし、どのような態度で聴取に応じていたのかということも不明である。さらに、A中学校の記録からは、生徒B自身からはなかなか話が出てこなかったことや、事実を認めるまでに2時間近くを要したことが分かっている。かかる状況であれば、生徒Bが誘導により生徒Aの訴えを認めた可能性や、「聴取を早く終わらせたい」「この場から逃れたい」等の理由で生徒Aの訴えを認めた可能性も疑われるところである。そこで、聴取内容の信用性を判断する材料として、どのように聴取が行われたか、生徒Bがどのような経緯で事実を認めるに至ったか等が重要であるものの、詳細な記録が作成されていないため、これらの点も不明である。本来であれば、詳細な聴取の結果に基づいて、組織的に情報を共有し、その後の指導や支援の対応に繋げていくべきであるが、A中学校においては、詳細な記録が作成されていないため、どのような指導や支援が適切であったかということも分からないままになってしまった。また、その後の生徒Bの話す内容が変遷するに至っているが、この時点で正確な記録が作成され、それをもとに生徒Bに対する指導や支援が行われていれば、生徒Bがこのような態度に出なかった可能性もあるし、少なくとも、正確な記録があれば生徒Bが当初生徒Aの訴えを認めていたことの信用性がどの程度高いのかということを判断する材料にはなった。

また、令和4年7月1日に生徒Bが作成したいじめ行為を認める旨の自認書面については、生徒Aの両親が持参した書面を、生徒Aの両親の面前で、生徒Bに書かせたものであった。かかる状況では、後々生徒B側から誘導があった等と主張されることが当然予想されるものであって、A中学校としては、慎重な判断を要する場面であった。

（4）以上の検討のとおり、A中学校においては、生徒Bの聴取についても、聴取方法等について十分な検討がなされないままに聴取が実施され、明確な記録が作成されておらず、この結果、その後の生徒Bへの適切な指導や支援に繋がらず、ひいては生徒Bが話を変遷させるなどの態度に出るなどの結果を引き起こした可能性もあ

る。これを生徒A側からみれば、当然に新たな傷付きを生む結果となり、長期間いじめが解消しない状況を作り出す原因のきっかけとなったともいえる。

よって、このような聴取の際の対応は、非常に悪い対応であると評価する。

4　組織的対応について

（1）A 中学校においては、いじめ問題対策支援チームの緊急会議は行われておらず、定例で行われていた生徒指導委員会の中で本件が報告されたのみであった。聴取の際の対応も各担任が個人的に行っているようであり、もちろん、管理職との情報共有はなされていたとは考えられるものの、学校が組織として共通の目的をもって対応していた形跡はなく、スクールカウンセラー等の専門家の意見を取り入れながら対応をしていたという形跡も確認できなかった。

（2）いじめの初期対応の重要性はすでに述べたとおりであり、初期の段階から複数の視点で対応を協議しながら、その案件に応じて最善と思われる対応を積み重ねていくことにより、いじめ被害の深刻化を抑えるなどの効果が期待できる。

市の基本的な方針においても、A 中学校の基本方針においても、組織的な対応を行うことが明記されている。

（3）しかしながら、A 中学校においては、いじめ問題対策支援チームは形骸化していたようであり、定例で行っている生徒指導委員会に吸収され、個別に会議を行ったり、組織的な対応を採ることはなかった。

A 中学校の規模であれば、生徒指導委員会で取り扱う案件も相当な件数になり、生徒指導委員会に充てられる時間も限られたものであることからすれば、当然、1件1件について丁寧に対応するということは困難であると考えられる。また、教員の忙しさ、特に中学校教員の忙しさについては社会問題化するほどであり、このような困難性は、A 中学校のみに責任がある問題ではない。

もっとも、そのような事情があるのであれば、まずはA中学校の基本方針をきちんと実情に合わせた形に修正して、限られた時間の中で日々発生するいじめの案件に適切に対応できる基本方針に修正するところから始めるべきである。時間がないという理由で、自ら定めた基本方針を守らないという理由にはならない。

また、残念ながらいじめの案件は日々発生するものと考えられるため、その全てに対して、最大限の対応をすることは現実的ではない。いじめの案件が発生した場合には、聴取などの事実関係の確認を迅速かつ的確に行い、直ちに組織的に共有・検討することで、緊急性や重大性について適切に評価を加え、優先順位をつけて対応することが肝要である。このような対応をすることにより、かえって1件1件にかける時間を減らすことができ、書面で報告すべきもの、会議の場で話し合うべきもの、専門家の意見を聞くべきものなど適切な対応に振り分けることで、初期対応の質の向上も見込める。

本件いじめは、性的な内容を伴う暴力行為であり、生徒Aに生じた肉体的・精神的苦痛は相当重大なものであり、かつ、実際に生徒Aが学校に行けなくなるなどの状態も生じていたことから、生徒Aの心理的なフォローを含め最優先で当たらなければならない事態であった。それにも関わらずA中学校は、事実関係についても正確な記録を残さず、緊急会議等で対応を協議することもなく、心理的なフォロー等

について専門家の意見を聞くこともなく、漫然と定例会において報告を行い、ほとんど管理職だけで方針を決定して対応を終了していた。

（4）以上の検討のとおり、A 中学校においては、自ら定めた基本方針にも従わず、本件いじめの重大性に即した対応も行わず、組織的な対応が行われていなかったといわざるを得ない。これでは、生徒Aが安心して登校できるようになることは困難であったと考えられる。

よって、A 中学校のこのような対応は、非常に悪い対応と評価する。

5　市教育委員会との連携について

（1）A 中学校は、市教育委員会に対して、本件を一応報告していたものの、その対応について具体的にやりとりをしていた記録は確認できない。令和４年７月２９日に、市教育委員会から、いじめ重大事態調査を行い、保護者に報告等するようにという助言を得ていたにも関わらず、市教育委員会に何ら報告・相談することなく、学校の判断で調査は終了したとして、令和４年７月８日以降何らの調査も行わなかった。

また、いじめ解消に向けた取り組みや、生徒Aに対する登校の支援に関する具体的な提案等も確認できなかった。

（2）いじめ重大事態が発生した場合には、学校だけでは対応に限界があることも考えられ、いじめ重大事態の情報が集まる市教育委員会と適切に連携をしながら調査を進めていくことが大切である。適切な連携を図るためには、まずは事実関係の共有を行い、課題を明確にし、行うべき対応及びそれについての期限を設定・共有し、適宜報告・連絡・相談を行い、それぞれが進捗の状況の確認を行っていくことが必要になる。

このことは、A 中学校の基本方針においても、いじめ重大事態が発生した場合には、関係者等のケアを市教育委員会と連携して行うと定められている（A 中学校の基本方針１０ページ）。

なお、市の基本的な方針には、市教育委員会との連携についての具体的な記載はなく、A 中学校の基本方針においても、いじめ重大事態の調査について連携して行う旨の記載は確認できなかった。

（3）本件では、確かに、A 中学校と市教育委員会とで、一定の情報共有はされていたと考えられる。しかしながら、情報共有は、単に事実を共有する目的で行われているのではなく、いじめ重大事態に対して、適切な調査を行い、いじめの被害拡大を防ぎ、関係生徒に対して適切な支援や指導を行い、再発防止策をまとめるという目的のために行われるものである。

そのため、上述のとおり、その時点でどのような課題があるのか、関係者に対する支援や指導はどのように行うのかということを含めて行う必要があり、少なくとも、A 中学校の基本方針に従えば、その点について連携して行う必要があった。

本件では、いじめについての事実関係の共有は行われているが、その後の対応に関する情報共有すらなされておらず、関係生徒への支援や指導、そもそも調査を実施するのか否か、再発防止策等の考え等については一切共有がされていなかった。

（4）以上の検討のとおり、本来であれば、市教育委員会と適切に連携して行われるべ

きいじめ重大事態への対応が、いじめの事実関係の共有に留まり、A 中学校が自ら定めた基本方針にも従わず、連携がほとんどなされないまま進められていた。

このような対応により、A 中学校独自の対応、すなわち学校だけの判断でいじめの調査が終了したとして、保護者に対して報告すらなされないという対応に繋がったといえる。

よって、市教育委員会との連携についても、非常に悪い対応と評価する。

6　いじめの調査について

（1）A 中学校は、市教育委員会に対して、令和４年７月１９日にいじめ重大事態として報告を行った。市教育委員会は、同月２９日までには学校に対して、本件について調査等を行い、生徒Ａの保護者に調査結果を報告するように助言・指導した。

Ａ中学校は、同月１９日に、生徒Ａが生徒Ｂと接触をしないようなクラス配置にすること、令和４年６月９日に生徒Ｂへの聴取と同時に指導を行ったこと、令和４年７月１４日に生徒Ｂの保護者を残して起こしてしまったことの重大さについて伝えたこと、２学期になりスクールカウンセラーと生徒Ｂとの面談を３回実施するという対応を行った。

（2）いじめ重大事態が発生した場合には、当該事態への対処と、再発防止に資するため、調査を行うことが必要となる（いじめ防止対策推進法第２８条第１項）。

確かに、いじめ重大事態として取り扱う前に十分な調査が行われている場合には、追加の調査が必要ない場合もある。しかしながら、本件いじめのようにいじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号の重大事態にあたるいじめについては、一般的には、当事者から事実関係を確認した段階でいじめ重大事態であることが明らかになり、その背景やいつから発生していたのか等を調査したり、他の生徒に対しても同様の被害が確認できないかなどを調査する必要があると考えられるため、追加の調査が必要ないということは考えられない。

なお、いじめ防止対策推進法第２８条第１項第２号に定めるいわゆる不登校重大事態にあたる場合であっても、通常、不登校が相当期間に及んでいるということは相応の理由があると考えられるのであるから、追加の調査が必要になることが多いと考えられる。

いずれにしても、本件いじめのように、性的な内容を伴っている場合には、その問題の根が深い場合、被害・加害が他の生徒にも広がっている場合なども考えられるし、背景等も含めて、関係生徒の意向も踏まえて慎重に調査を行う必要がある。また、いじめ調査は、まずはいじめを解消に向かわせ、その後再発防止策をまとめることが必要になる。

これらのことは、市の基本的な方針においても（市の基本的な方針１５ページ以下）、A 中学校の基本方針においても（A 中学校の基本方針１０ページ）、当然明記されている。

なお、調査にあたっては保護者等とも連携して行うことは当然であり、適宜のタイミングで①調査の目的・目標、②調査主体、③調査時期・期間、④調査事項、⑤調査方法、⑥調査結果の提供に関する説明を行うほか、調査の状況を報告するなどして行う必要がある。

（3）A 中学校は、事実関係を概ね生徒Bが認めていること、生徒Aの保護者及び生徒B・生徒Bの保護者が集まった際に生徒Bが謝罪をしたこと、生徒Bに対して厳しく指導したこと、生徒Bが登校を自粛したことなどを理由に、いじめ重大事態としては扱うもののそれ以上の調査は必要ないと判断していたと考えられる。

しかしながら、指導は、その生徒の課題との関係で適切な対応関係がなければ指導として意味をなさない。本件では、当時の生徒 B の説明によれば、生徒 A に対して好意を持っていたがその表現方法として暴力行為を選択してしまったということであり、単に厳しく指導するというだけで、その指導が奏功しているかは不明である（なお、令和４年６月９日に、生徒Bの聴取と同時に指導が行われている。この学校の対応及び学校の記録（生徒B自身から話が出てこなく、素直に話せないところがあった）からすれば、生徒Bはこの時点から事実関係について納得していない可能性があり、それを学校が指導し、生徒Bの考えが聞き出せていない可能性が極めて高い。生徒指導が対象生徒との間で一定の信頼関係を構築しなければ奏功することはないのであるから、聴取と指導を同時に行ったのであればその後生徒Bに対する指導が奏功しているかどうかはより一層慎重な確認が必要になっていた。）。

いじめが解消したといえるためには、いじめ行為の終了とともに、被害生徒の心情の傷付きがなくなることが必要である。A 中学校が、本件いじめに関して、生徒B のコミュニケーション方法が問題であるという課題を設定したのであれば、定期的に生徒Bに確認を行い、どのようなコミュニケーション方法が良いのかということを一緒に考えたり、スクールカウンセラーの支援を得て考えたり、保護者を通じて確認したりするなどして、生徒Bのコミュニケーション方法が正しいものに変化したのかということを確認する必要がある。かつ、生徒Aの考えを慎重に確認しながら、生徒 B に対する指導及びその効果について生徒 A に適切に報告しながら、生徒Aにとって苦痛を感じない状況になっているかを確認する必要がある。

また、生徒 A からの聴取結果からすれば、生徒 A は周囲に他の生徒がいる中でも暴力行為を受けていたことが明らかになっている。この際、生徒Aの周囲にいた他の生徒はどのような対応をしたのか、いじめをはやし立てるような雰囲気になっていなかったのか、あるいはその段階ですぐに教職員に相談するなどの対応がなぜなされなかったのか、A 中学校のいじめ防止に向けた対応について、十分に生徒に伝わっていないことは明らかであるから、関係生徒にその点も含めて事情の確認を行い、再発防止に繋げることも必要であった。

（4）以上の検討のとおり、A 中学校がいじめ重大事態として判断して以降も、調査を行う必要は多数の点で認められるにもかかわらず、学校は独自の見解により、調査を行わず、生徒Bの指導についても単に厳しく指導するだけでその後に指導が奏功しているかどうかも確認せず、他の生徒がいじめに加担していたか、あるいは加担している雰囲気を作っていなかったかの確認も行わず、不十分な調査のまま調査を終了させている。

よって、いじめの調査についても、非常に悪い対応と評価する。

（5）A 中学校のいじめ調査報告書の記載についても、ここで検討を加える。

A 中学校のいじめ調査報告書は、A 中学校の校長が会議等を経ることなく、主体的に作成したと認められる。

ところが、報告書の記載を見ると、「３　調査の概要　（２）調査組織及び構成員」として、「いじめ調査委員会」が記載され、構成員もスクールカウンセラーを始め多数の教員において行われた旨記載されている。実際には調査組織自体立ち上げていないのであるから、このような調査報告書の記載は、事実とは異なる記載である。

７　生徒Ａに対する支援その他の対応について

（１）事案に対する指導方針（対処方針）

本来、学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底され、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、いじめ防止対策推進法第２２条において、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織として一貫した対応が求められる。また、いじめを認知後、速やかに、いじめを受けた生徒へのケア、いじめた生徒への指導、措置、他の生徒への指導、並びに校内体制の役割分担を明確にすることが求められる。

同法第８条において、学校及び学校の教職員は①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されている。これまで、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちであったが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という対応が明確となったといえる。

生徒指導提要（令和４年１２月　文部科学省）では、「いじめ対応の重層的支援構造」として、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導の４層の対応（支援構造）が示されている。

①及び②は、全ての生徒を対象に行われる「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけや、道徳や学級活動等における生徒主体のいじめ防止の取り組みであるとされている。

③は、アンケート調査や面談等によりいじめの兆候を早期に発見することや、予兆に気づいた場合に被害生徒の安全確保を優先した迅速な対処を行うこととされている。

④は、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な支援を組織的に進めることとされており、被害生徒に対しては、被害生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケアを行うこととされている。

以下、生徒Ａについて、③及び④が適切に行われたか検討する。

（２）生徒Ａに対する支援対応

ア　課題早期発見対応について

本件いじめ行為は、小学生のころから行われ、生徒 A らが A 中学校に入学してからも、特に中学２年生の２学期頃から繰り返し行われており、また、他の生徒もその状況を目撃したり、生徒 A から話を聞いたりしていた。にもかかわらず、A 中学校がいじめを認知したのは、生徒Ａらが中学３年生になった令和４年

５月であり、この間、A 中学校は、いじめの兆候を発見することができなかった。このような状況からすれば、A 中学校においてアンケート調査及び面談等が行われていたとしても、これらがいじめの兆候の早期発見のために機能する方法で行われていたとはいえない。

また、A 中学校がいじめに気づいたとき、A 中学校としては、一日でも早く、生徒 A の安全確保のため、事実関係の確認、生徒 B への指導、生徒 A と生徒 B が接触しないための対策等を行う必要があった。にもかかわらず、生徒Aが５月２４日に担任にいじめについて相談した後、A 中学校が生徒Aから詳細を聴取したのは同月３１日で、生徒Bに対する聴取及び指導が行われたのは６月９日であった。生徒Aが毎日の学校生活の中でいじめの危険にさらされていたことを考えれば、このような対応は遅きに失しており、A 中学校において、生徒Aの安全確保を優先した迅速な対処が行われていたとはいえない状況である。

そのため、A 中学校において、課題早期発見対応が適切に行われていたとはいえない。

イ　困難課題対応的生徒指導について

A 中学校では、保健室や相談室において、養護教諭やさわやか相談室相談員が、生徒Aの話を傾聴したり言葉がけをしたりと対応し、共感的態度で親身に話を聴いて、生徒 A との信頼関係を築き、生徒 A の居場所となっていた。生徒 A は保健室登校をし、相談室に入室することも検討するなど、なんとか学校とつながっていようとする気持ちがあることがうかがえた。

一方、担任教諭や学年の教諭、教頭、校長等については、生徒指導委員会会議資料及び教育相談部会資料からは共感的態度で話を親身に聴いている様子は見受けられなかった。また、対処方針が、定められていないことから、登校時の生徒 A の様子や状況をどのように周知し、情報を共有していたか役割分担が不明である。特に、生徒 B の登校再開にあたっては、生徒 A に対し、配慮してほしい事項を細やかに確認したり、学校がどのような対策をするかを丁寧に説明したりする等の支援が必要であったが、支援は十分に行われなかった。

このように、A 中学校における生徒Aの安全・安心を回復するための支援や心のケアは不十分であったといわざるを得ず、A 中学校において、困難課題対応的生徒指導が適切に行われていたとはいえない。

ウ　以上の検討のとおり、A 中学校において、生徒Aに対し、課題早期発見対応及び困難課題対応的生徒指導が適切に行われたとはいえず、生徒Aに対する支援については、非常に悪い対応と評価する。

（３）生徒Aに対する情報提供その他支援の選択肢の提示について、生徒Aは心的外傷後ストレス障害という診断を受けるような状態にあり、当時、生徒 A に対する学校の支援も困難な状況にあったことが伺える。生徒 A の当時の精神的・心理的な状態を前提にすれば、生徒 B が同じ学校空間にいる状況で学習を行うということは現実的には非常に難しかったと思われる。このような状況で、生徒 A の保護者としても、生徒 A に対する支援等の対応は相当な困難が伴ったと思われ、そこにこれまで述べたような A 中学校の対応の不適切さが重なり、特に生徒Bが登校

を再開するに至った令和４年１０月ころには、A 中学校が生徒 A 及び生徒 A の保護者の信頼を相当程度喪失していた状況にあったといえる。

他方で、相手が受け入れてくれないからといって、A 中学校が支援のための情報を提供したり、支援の選択肢の提示をしなくて良いわけではない。不登校にあるといっても、その状態は時期によって変わる可能性もあり、特に後記９のとおり、A 中学校が生徒 B の登校再開に当たり、消極的に受け入れるという対応をするのであれば、生徒 A 側にも、A 中学校に登校しない状況であっても学習支援や成績評価に関する配慮、出席に関する配慮などの対応を主体的に検討して学校から支援策を提示し続けるという対応が望ましかったといえる。確かに、A 中学校では、教室配置を変える、職員の配置を増やす体制を整える（ただし実際に職員を増員するなどの対応はしていない）、警察と連携しスマートフォン・携帯電話の持ち込みを許可する、カウンセリングの提案等の対応はしていたと認められる。それに加えて、例えば、適応指導教室の案内をしたり（上尾市の場合は上尾市教育センター）、フリースクール等の情報提供をしたり、個別にオンライン学習や課題等を提出することにより成績評価を行うことを提案したり、市教育委員会による学習支援（教育センターにおいて授業を行ったり、指導主事による指導を行ったりすること）を提案したり、出席の扱い等について A 中学校側から積極的に提案したりするなどの対応も考えられたのではないか。

どのような対応が望ましいのかということは、学校と生徒との関係性やその時々の状況等によって変化していくため事後的に一定の結論を出すことは難しいが、A 中学校には、生徒 A が不登校になってしまったことに対して、学校としてどのように支援していくのかということを主体的に検討して生徒 A 及び生徒 A の保護者との間で話し合っていこうという姿勢が伺えなかった。A 中学校が考えた支援策が受け入れられなかったということであれば、改めてどのような支援策が望ましいのかということを組織的に検討し、外部の専門家とも協議して学校としての対応方針を示し続けていくことが望ましい対応であったといえる。

8　生徒 B に対する指導や支援その他の対応について

（1）事案に対する指導方針（対処方針）

同様に、生徒 B についても、課題早期発見対応及び困難課題対応的生徒指導が適切に行われたか検討する。

課題早期発見対応とは、前述のとおり、アンケート調査や面談等によりいじめの兆候を早期に発見することや、予兆に気づいた場合に被害生徒の安全確保を優先した迅速な対処を行うこととされている。

困難課題対応的生徒指導とは、前述のとおり、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な支援を組織的に進めることとされており、加害生徒に対しては、成長支援を視野に入れた指導を行うこととされている。

（2）生徒 B に対する指導や支援対応

ア　課題早期発見対応

前述のとおり、A 中学校においてアンケート調査及び面談等が行われていたとしても、これらがいじめの兆候の早期発見のために機能する方法で行われていた

とはいえない。

また、生徒Bの「中学校生徒指導要録」によると、生徒Bは、[redacted]部に所属していた。A中学校は[redacted]であり、生徒Bは、[redacted]であり、[redacted]表彰を受けている。[redacted]においては、部活動顧問と関わる機会は多く、生徒Bの少しの変化にも気づくことは可能ではないかと考えられるが、部活動顧問においても、いじめの兆候の早期発見はできていなかった。

そのため、A 中学校において、課題早期発見対応が適切に行われていたとはいえない。

イ　困難課題対応的生徒指導について

（ア）生徒Bに対する困難課題対応的生徒指導の内容

生徒 B に対しては、[redacted]教諭、[redacted]教諭、[redacted]教諭から本件のいじめ行為の事情聴取及び指導がなされており、指導としては、厳しく指導した、今後生徒Aとは一切かかわらないことを約束させたとされている。

また、生徒B及び生徒Bの母親に対し、以下のとおり、スクールカウンセラーとの面談が計画的に実施された。

・令和４年９月１５日、さわやか相談室相談員と生徒 B の母親が面談した。今回の出来事について母の心情、小さいころからの話、家での様子を聴く。

・令和４年９月２０日、スクールカウンセラーと生徒Bと生徒Bの母親がそれぞれ面談した。

・令和４年１０月４日、スクールカウンセラーと生徒Bと生徒Bの母親がそれぞれ面談した。

・令和４年１０月１８日、スクールカウンセラーと生徒Bと生徒Bの母親がそれぞれ面談した。

・令和４年１１月１日、スクールカウンセラーと生徒 B の母親が面談した。代理人が立ったことで負担が軽減したことから、面談終了。

・令和５年３月　スクールカウンセラーが生徒 B の母親に電話。スクールソーシャルワーカーと話し合い、卒業後の相談先の案内をしたいと母親に伝えた。卒業式に資料を渡す。

（イ）生徒Bに対する困難課題対応的生徒指導の評価

本件では、生徒Bは、生徒Aに対して好意を持っていたがその表現方法として暴力行為を選択してしまったということであるから、生徒 B が、コミュニケーション方法等に何らかの課題を抱えていることが考えられる。また、スクールカウンセラーは、生徒 B について、自分の気持ちをコントロールすることが難しい、自分がどんなことを感じているのかを言葉にすることが難しい等の課題があることを認識していた。

これらの課題への指導としては、スクールカウンセラーによる面談のみでは足りず、A 中学校の教員も、スクールカウンセラーと連携しながら、生徒 B の課題に対応した指導を行う必要があった。そして、単に厳しく指導する

等の指導では、生徒Ｂが自分の気持ちをコントロールできるようになったり適切なコミュニケーション方法を身に着けたりすることは難しい。そのため、Ａ中学校としては、どのように指導すれば生徒Ｂの課題を解決できるか十分に検討をした上（例えば、スクールカウンセラーや保護者と連携し、いじめ問題対策支援チームで組織的に適切な指導方法を検討する等）、指導にあたる必要があった。加えて、かかる課題は、一度の指導で解決できるものではなく、複数回の指導を重ねたり、定期的に生徒Ｂの様子を確認したりして、生徒Ｂのコミュニケーション方法が正しいものに変化しているか等見守る必要があった。もっとも、Ａ中学校の生徒Ｂに対する指導は、厳しく指導する、生徒Ａとは一切かかわらないことを約束させるという表面的な指導で、組織的な指導や継続的な指導は行われなかった。

このように、Ａ中学校において、生徒Ｂの成長支援を視野に入れた指導は十分に行われておらず、困難課題対応的生徒指導が適切に行われていたとはいえない。

ウ　以上の検討のとおり、Ａ中学校において、生徒Ｂに対し、課題早期発見対応及び困難課題対応的生徒指導が適切に行われたとはいえず、生徒Ｂに対する指導や支援については、非常に悪い対応と評価する。

9　生徒Ｂの登校自粛、登校再開を巡る対応について

（１）生徒Ｂは、令和４年７月中旬に生徒Ｂの保護者からの申し出により登校自粛を開始し、令和４年１０月４日付け生徒Ｂ代理人弁護士からの書面により同月１４日から登校再開を連絡し、生徒Ａとの調整が行われないまま同日から登校再開をするに至った。

（２）まず前提として、生徒Ｂは公立中学校に通う中学３年生である。一般論として、中学３年生がどのような非行・不良行為を犯したとしても、教育を受ける権利が保障されているということは当然のことであり、重大ないじめを行ったことが確認されたとしても教育を受ける権利を奪われるわけではない。

他方で、いじめ防止対策推進法によれば、いじめに対する措置として、いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うこと（同法第２３条第３項）、必要に応じていじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること（同法第２３条第４項）、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずること（同法第２３条第５項）、いじめを行った児童等に対して学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、懲戒を加えること（いじめ防止対策推進法第２５条）、教育委員会はいじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第３５条第１項等に基づき出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずること（いじめ防止対策

推進法第26条）がそれぞれ求められている。これらの規定の表現から明らかなとおり、いじめ防止対策推進法は、単に、別室学習、懲戒、出席停止の措置を取ることを求めているわけではなく、あくまでもそれらを例示的に示すことにより、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにすること及び児童等の保護者間に争いが起きないようにすることを求めている。

（3）そうすると、A中学校としては、いじめを受けた生徒Aが安心して学習ができる環境を可能な限り整えること、A中学校が組織として主体的にそのための環境を整え、生徒Aの保護者と連絡・共有し、生徒Aの状態を踏まえて要望を適切に把握し、A中学校として可能な範囲の対応を継続的に行い続けるという対応が求められていたというべきである。少なくとも、出席停止の措置は採れない、生徒Bの教育を受ける権利を保障する必要があるというだけで、生徒Bが登校再開をするにあたって、A中学校が何らの支援策を検討しないという対応が正当化されることはない。

そもそも、A中学校は、生徒Bが登校自粛を判断したことに対しても、何らの具体的な検討を行っていたとは認められず、教育機関として、上記の法令を順守しながら継続的な対応を行おうという姿勢が欠如していたといわざるを得ない。生徒Bの保護者が登校自粛を申し出たことについて、期限や登校再開の条件を協議したり、その段階での生徒Aの要望を聴取して調整を図ったり、どのようにすれば生徒Bの教育を受ける権利を保障しつつ生徒Aが安心して教育を受けられるようにすることが可能になるのかという検討すらしていない。

この状況で、生徒Aの保護者に対して、生徒Bには教育を受ける権利があると伝え、その後実際に生徒Bの代理人弁護士からの連絡に対して学校としての代替案を何ら示さず、かつ、生徒Aに対しても安心して学習を受けられるようにするための学校としての考え方を示さないという対応をすれば、生徒Aからの信頼を喪失することは当然である。

（4）もちろん、生徒Aは心的外傷後ストレス障害である旨の診断を受けており、生徒Bが学校に登校する場合、生徒Aが生徒Bと同じ空間にいるということに耐えられる可能性は乏しく、生徒Bが登校をするということであれば、生徒Aが安心できる環境を整えるための現実的な対応を検討した場合には、相当な困難が伴ったとは考えられる。しかしながら、困難であるからといってA中学校が主体的にかかる対応を検討しなくて良いという理由にはならない。例えば、生徒Bが登校自粛を申し出た後に継続的に状況を確認し、引き続き生徒Aの状況について生徒B及び生徒Bの保護者の理解も得つつ、オンライン学習の充実や転校の支援など様々な方策を検討するということを継続することは可能であった。また、生徒Bが学校に現実に登校しなくても進学に向けた不安を解消できるようにするために、市教育委員会の支援を受けつつ、オンライン学習や生徒Aがいない時間に調整して学習支援を行ったり、進路に関する適切な情報提供を行ったり、中間テストや成績評価に関する情報提供等を行うという支援を検討することも可能であった。

他方で、生徒Bが登校再開をするに際しても、仮に法律の専門家である弁護士が代理人として就任したことに心理的なプレッシャーを感じていたのだとすれば、市

教育委員会の指導主事を交えて相談をし、指導主事から市の法務監に適宜適切なタイミングで相談を行いながら法的な観点を踏まえて教育的な観点から生徒Aの保護者及び生徒Bの保護者の間の調整を図ったり、生徒Bが学校に完全に登校する以外の方法について改めて生徒B及び生徒Bの保護者の不安を取り除きつつ積極的に提示をしたり、登校再開をした後に生徒Aが全く学校に来られなくなったという状況について適切に共有し、改めて生徒Bの登校についてはどのような方法で行うことが良いことなのかということを協議したりするなど、A 中学校が主体的に方針を決定し提案をしていくことは十分に可能であったと考えられる。

（５）A中学校は、生徒Bの登校自粛・登校再開双方に際して、組織的に方針を決定していないことはもちろんのこと、管理職においても主体的に生徒Aが安心して教育を受けられるようにするための方策を検討し、生徒 A 及び生徒 A の保護者に対して提案していくという対応を全く取っておらず、特に生徒Bの代理人弁護士からの連絡が来てからは受動的に生徒Bの意向を受け入れていたといわざるを得ない。このような対応は、生徒Aに対する法律で定められている対応を行わないまま放置していたといえる対応である。

以上から、生徒 B の登校自粛・登校再開にあたっての A 中学校の対応は、非常に悪い対応と評価する。

１０　保護者への対応について

（１）保護者への情報共有の不足

平成２９年３月文科省通知にかかるいじめ重大事態調査のガイドラインでは、調査実施に際しては、①被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明、②被害児童生徒・保護者に対する経過報告が必要とされている。しかし、令和４年１０月１７日に校長が生徒 A の保護者に対して、いじめ重大事態に関する報告書を提示したときまで、学校は生徒 A の保護者に対して、本件をいじめ重大事態として扱っていることを説明しておらず、いじめ重大事態調査にあたる組織や構成、調査の目的や内容等についても全く説明していない。

A 中学校の基本方針でも、「いじめ問題対策支援チーム」の活動内容として、「オ　いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割」（A 中学校の基本方針３ページ）、「エ　いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供」（A 中学校の基本方針１０ページ）が明記されている。しかし、本件では、生徒 A の保護者への組織的な対応や情報提供が適切に行われていなかった。令和６年１月２２日付けで出された生徒 A の保護者の要望書でも、再調査を希望する理由として「１－２学校の調査報告書はどこの確認も受けていない偽造文書である」とあり、学校の対応に強い不信感を抱いていると考えられる。

保護者に対して説明しなかった理由について、[redacted]校長は再調査委員会の聴取に対して「失念していた」、[redacted]教頭は「[redacted]校長が行うべきものと認識し実際に行ったか確認しなかった」と述べており、合理的な理由があったとはいえない。

このような状況では、ガイドライン及び A 中学校の基本方針に違反しているこ

とはもちろんのこと、合理的な理由なく保護者に対して説明しないことにより、保護者が不信感を抱くのも当然の状況をA中学校自らが作出したといえ、非常に悪い対応と評価する。

（２）保護者への迅速な対応の不足

A中学校はいじめ重大事態として対応を進める中で、生徒A及び生徒Aの保護者に対して、その目的や調査の進捗を適切に共有していなかった。特に、令和4年7月15日に本件をいじめ重大事態として認定した際、生徒A及び生徒Aの保護者に周知することが予定されていたが、「失念していた」という理由で伝達されず、不安を増幅させる結果となり、保護者への情報提供が遅れることとなった。

生徒Aが担任にいじめ被害を訴えた後、詳細な聴取が行われるまでに1週間かかっており、その間、保護者との連携や状況報告が十分に行われなかった。迅速な対応が求められる中で、対応の遅れが保護者に「学校が本件を重視していない」との印象を与えたとも考えられる。また、A中学校の基本方針で定められている「緊急会議」が実施されず、組織的な対応が行われなかった結果、保護者に対する具体的な進捗報告や対応策の提示が不十分であったと考えられる。

この対応の遅れについて、当時の担任らは原調査委員会の聴取に対して、令和4年5月26日は一斉避難訓練の日で、同月27日から29日は生徒Aが欠席しており、同月30日は生徒Aが中間テストを欠席したことに対応して別室でテストを受けていたことがあり、状況が落ち着いた同月31日に聴取を実施したと説明している。確かに、生徒Aの意向が当時から正確に確認され、生徒Aの意向に沿ってこのような聴取時期になったということであれば、合理性が認められる。しかしながら、生徒Aの意向を確認したか否か、学校として生徒Aの心情に寄り添った対応を行うこと、詳細な調査を直ちに実施する用意があるということを伝えた上で生徒Aの意向を確認していた形跡は確認できない。さらに、その間生徒Aの保護者と十分に連携していたことも確認できず、その後の記録や生徒Aの保護者の訴えからすればむしろ連携は行われていなかったと考えられる。そして、その後の対応の悪さも相まって、生徒A及び生徒Aの保護者に対して、A中学校が本件について重視していない、A中学校の対応に信頼ができないという印象を抱かせてしまっている。したがって、聴取時期が遅くなったことについてA中学校の上記考慮が適切であったとは認められない。

以上より、これらの点についても、非常に悪い対応と評価する。

（３）保護者への支援の不足

いじめ重大事態調査のガイドラインでは、学校が認知したいじめ対応を行う中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒について、当該生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えるべきとされている。

しかし、本件において学校と家庭の連携や支援は十分に行われず、生徒Aの不登校状態もほとんど改善されなかった。その状況もあって、生徒A及び生徒Aの

保護者がA中学校の対応に強い不信感を訴え、最終的には第三者委員会の設置を求めることとなった。

保護者との連携のもと、生徒Aへの心理的フォローが十分に行われておらず、保護者から不安が寄せられる結果となっている。特に、生徒Aが保健室登校から再度不登校になった際の支援計画や対応方針は不明確なものであった。また、本件の対応中、保護者が精神的負担を抱えているにもかかわらず、そのケアを行う姿勢も確認ができなかった。保護者の不安解消や信頼回復のための積極的なコミュニケーションが不足していたと認められる。

以上より、この点についても、非常に悪い対応と評価する。

第９　市教育委員会の対応について

１　いじめ重大事態として取り扱った後の保護者への対応について

（１）前述のとおり、いじめ重大事態として扱った場合には、速やかに、関係する保護者に情報を提供するとともに、調査実施の必要性等について、関係する保護者と連絡調整しながら行うことが求められている。市教育委員会としては、A中学校が行ういじめ重大事態調査に対して必要な指導及び支援を行う必要がある（いじめ防止対策推進法第２８条第３項）

（２）本件においても、市教育委員会として事実確認を行ったり、保護者に対して連絡をするように助言をしたりしていたことは認められる。ところが、その助言が確実に行われていたかということについては、確認されなかった。その結果、令和４年８月３１日付けで作成された埼玉県教育委員会教育長宛の児童生徒事故について（報告）という標題の文書において、「6　事故の内容　・7月１５日（金）、学校は<u>生徒Aの保護者にいじめ重大事態として調査し、結果を後日報告する旨を伝えた。</u>」、「8　対応等　・7月１５日（金）、学校から、生徒Aがいじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると判断し、本事案をいじめ重大事態（２号）として対応し、<u>調査する</u>との報告を受けた。同月２９日（金）、市長に本事案をいじめ重大事態（２号）として対応し、<u>学校主体で調査する</u>ことを報告した。」（下線部は再調査委員会が付した）という事実と異なる内容の報告書を作成し、提出することになった。なお、[redacted]校長及び[redacted]教頭によれば、学校としては令和４年７月１５日の段階で、すでにそれ以上の調査は必要ないと考えており、市教育委員会に対して調査を行うとは伝えていない旨述べており、この点について市教育委員会と学校との連絡がうまく取れていない状況が明らかになっている。

また、市教育委員会の指導主事であれば、当然、本件に限らず一般的に学校が関係する保護者に対して適切に情報を提供しない事案が多く存在し、そのような対応をすれば、関係生徒保護者の不信を招きその後の対応が非常に困難なものになること、当時のガイドラインにも保護者に対する説明を確実に実施すべきことが明記されていることは承知していたと考えられ、少なくともその後の連絡を行う中で、保護者に対して説明を行ったのかということは明確に確認すべきである。加えて、外部に文書を作成して報告する際には、記載内容に間違いがないか

どうか、資料を用いて確認し（特に本件との関係でいえば、保護者に対する説明時期について指導主事とA中学校との間で明らかになるはずがなく、確認がなされないまま令和4年7月15日に説明がされた旨の記載がされていることは明らかである）、資料がない場合にはA中学校に対して資料の送付を要求したり、口頭で明確に聴取するという対応が必要不可欠である。

（3）生徒Aに対する支援策や、生徒Bが登校自粛をしていることに対しても、何ら具体的なアドバイスを行っている状況については確認できない。再調査委員会の聴取に対して、出席停止の措置は採れないということを確認した旨の対応を取っていたことは説明をするものの、出席停止の措置が採れないのであればどのような措置を取るべきなのかということについては、市教育委員会として検討した形跡は一切なく、A中学校との間で協議も行われていない。本件の生徒Aに対する被害が極めて重大なものであることは明白であることからすれば、生徒Aが安心して学習を受けられるようにするための方策については、専門家を交えて慎重に協議することが必要であることは誰の目にも明らかである。夏休み期間を利用して、学校としての具体的な対策を構築し、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、学校の支援策を充実していくことが求められていたというべきであるし、市教育委員会としてはその学校の支援策を適時確認し、教育的な観点から適切な助言指導を行うことが求められていたというべきである。

ところが、夏休み期間には市教育委員会においても何らの具体的な検討がなされず、A中学校に対して必要最低限の情報すら確認がされず、漫然と時間が経過したことにより、生徒B代理人弁護士からの連絡が来たことに対して、学校としてあるいは市教育委員会としての方針を何ら決めることができず、消極的・受動的対応に終始していた。A中学校が生徒Aの保護者に対して伝えたように、本当に生徒Bの教育を受ける権利を保障したいと考えていたのであれば、何らの期限や条件を付さないままの登校自粛という教育を受ける権利の保障と反対の方向の対応を継続する理由がない。当然、生徒Aにも教育を受ける権利があるのであるから、安心して学習を受けられるようにするための環境調整も行っているはずである。結局のところ、市教育委員会も、生徒Bに教育を受ける権利があるという形式的な理由を盾に、教育の専門機関である市教育委員会としての方針を積極的に示さず、生徒Aに対しても、生徒Bに対しても教育を受ける権利を保障するための具体的な対策を構築することなく、漫然と生徒Aの保護者と生徒Bの保護者あるいは代理人弁護士に対応を丸投げし、学校に対応を任せたことにより、両当事者間の紛争を拡大させたといわざるを得ない。

市教育委員会が、A中学校の対応を正確に聴取していれば、生徒Aの保護者に対していじめ重大事態として扱ったことすらも伝えていないことが明らかになったと考えられ、また学校主体調査を実施しない方針であることが確認でき、より早い段階で学校が適切な対応を行うように助言指導をしたり、状況によっては学校の設置者によるいじめ重大事態調査に切り替えたりするなど対立が生じる前に迅速な対応を行うことができた可能性がある。

（4）市教育委員会は、A中学校から基本的な事項についての聴取も正確に行わず、

関係する保護者に対してどのような連携を行っているのかの確認も行わず、市教育委員会としての対応方針を示したり学校と協議したりすることもせず、漫然と状況を放置していた。

このような市教育委員会の保護者への対応は、非常に悪い対応と評価する。

2　A中学校の対応に対する確認について

（1）前記1項でも同様の指摘をしているが、市教育委員会は、A中学校から十分な情報を収集せず、A中学校の具体的な対応についてほとんど情報を得ていなかった。いじめの事実関係についても十分に確認をしておらず、実際には、生徒Bが生徒Aの跡をつけたり叩いたりした主な場所が下校途中の通学路であるにもかかわらず、教室前廊下及び校舎内廊下であるとする事実と異なる報告書を作成して市長及び埼玉県の教育委員会に報告するという杜撰な対応であった。市教育委員会の記録を確認しても、令和4年10月中旬以降、市教育委員会が主体的に関わるようになった後の記録は相当充実をしている一方で、令和4年7月15日から令和4年10月上旬までの記録は、その後の情報量と比較した場合には極めて少なく、このことからも情報をほとんど得ていなかったということが確認できる。

（2）いじめ重大事態全般の対応についてもいえるが、本件は性的な被害を伴う犯罪の可能性がある行為が行われた非常に重大な事態であり、かつ、生徒Aの受けた被害も極めて深刻なものであり、中学校の通常の対応能力を踏まえれば、常識的に考えてA中学校のみに対応を任せられるとは考えにくい事案である。この点について、A中学校から市教育委員会に対してどこまで詳細に報告をしていたかは調査の結果明らかにならなかったが、市教育委員会も漫然とA中学校の報告を聞くだけではなく、疑問に思うことは積極的に質問するなどすれば、容易にどのような状況なのかは明らかになったと考えられる。

ところが、市教育委員会も、主体的に関わるようになった令和4年10月中旬ころまでの間、本件事案を相当重大な案件だとして捉えていた様子はなく、A中学校に対して適切な助言指導、状況の確認がなされていなかった。

（3）市教育委員会が学校に対して適切に助言指導をするためには、その前提として、学校から事実関係を正確かつある程度具体的に確認する必要があるため、報告書の記載等から判然としない場合には、積極的に学校とコミュニケーションを取るなどして必要な範囲で事実関係を確認すべきである。

本件では、そのような対応がなされておらず、学校と市教育委員会の連携という観点で考慮した場合にも、悪い対応と評価する。

3　関係生徒に対する支援の不足

（1）本件は、当事者双方に対して、専門的観点から、早期に支援を行う必要があった事案であり、適切な専門家の助言を得ながら対応することが必要不可欠な事案であるといえる。しかしながら、市教育委員会は、そもそもそのような深刻な状況が生じており、慎重な対応が求められるということすら認識できておらず、その結果、適切な専門家の協力を得るなどの対応も行うことができなかった。

特に、市教育委員会が主体的に本件に関わるようになった令和4年10月中旬以降は、原調査委員会において調査が行われるに至っているが、その後も、市教育委

員会が主体的に関係生徒に対する支援・指導等を検討した資料は確認できなかった。

（2）いじめ重大事態が増加し続けているという昨今の情勢を踏まえれば、日ごろから心理・福祉等の専門家と連携をとっておくことは必要である。また、学校の設置者による調査が開始された場合であっても、当事者が学校に在籍をしていて何らかの支援を必要としているのであれば、調査と並行してかかる支援を確実に実施していく必要がある。

ところが、市教育委員会は、本件においてA中学校の不適切な保護者対応、追加のいじめ調査を行っていないこと、特に生徒Bに対する指導が奏功したかの確認もされていないこと、生徒Aの不登校が続いている状況等を確認したにも関わらず、何ら具体的な支援策、指導方針を提示せず、A中学校とも具体的な協議をしていない。市教育委員会が、現に深刻な状況に置かれている生徒がいることに大きな関心を払わずに調査を進めることに力点を置いていたとするのであれば問題のある対応といわざるを得ない。担当指導主事が作成した記録からは、生徒Aの保護者が第三者委員会が設置されることにより生徒Aに対する支援等の対応がなされることを生徒Aの保護者が期待しているとも取れる内容の記載があるものの、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第１２条によれば、調査委員会の所掌事務は、いじめ重大事態について学校の調査が困難な場合に、その重大事態について調査を行うことのみであり、調査委員会の委員は専門的知識を有する専門家であるもののその重大事態に対して支援を行うことや再発防止策について調査と並行的に提案をすることなどは職務内容となっていない。すなわち、市の方針は、第三者委員会の専門家から当該重大事態に対する支援策等についてのアドバイスを受けるというものではなく、市教育委員会がその点は適切に対応をするという方針であることから、本件においても市教育委員会が適切に対応をすることが求められていたというべきである。

（3）本件では、市教育委員会は、主体的に関係生徒に対する支援策や指導方針を示さず、その点について専門家の助言等を適切に受けていたともいえない。

この点についての市教育委員会の対応は、悪い対応と評価する。

第１０　原調査委員会の調査についての評価

1　原調査委員会の出席に関して

原調査委員会の設置根拠である上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例によれば、委員会は、委員の過半数の出席により会議を開くとされている（同条例第１８条・第８条第２項）。

そして、記録によれば、いずれの原調査委員会についても、委員の過半数の出席が認められる。

したがって、原調査委員会は適法に開催されていたと認められる。

また、欠席する委員はいたものの、原調査委員会では、資料の共有や報告書の検討について適宜メール等のやりとりも行って共有していたものと認められる。いじめ重大事態調査においては、慎重に調査を進めるという要請と迅速に調査を進めるという

要請を調整しながら調査を進めていく必要があり、委員による意見を踏まえた会議進行が図られているのであれば、必ずしも現地に出席しなければ調査が進められないというわけではない。原調査報告書は、委員全員からの意見を踏まえて作成されていると考えられ、原調査報告書の作成にあたって原調査委員会を欠席する委員がいたことが何らかの悪影響を及ぼしたことは認められない。

よって、原調査委員会の出席に関しては、適切であったと評価する。

2　書面等の資料の調査について

原調査委員会では、学校や市教育委員会から書面を入手する他、自ら質問書を作成するなどして、書面での調査を行っていた。また、重要な点については、直接面談による聴取も実施している。

このような対応からすれば、書面等の資料による調査が相当な場合には同調査方法による調査を、直接面談による調査が相当な場合には同調査方法による調査をそれぞれ行っていたと考えられる。そして、原調査委員会の資料を確認する限り、かかる調査方法の選択は、妥当なものであるといえる。

よって、原調査委員会の調査のうち、書面等の資料の調査に関しては、適切であったと評価する。

3　面談による調査について

（1）複数名を同席させての聴取について

一般に、直接面談による調査を実施するのは、対象者の記憶がはっきりしない、対象者が口裏を合わせるような危険性がある、重要な点について直接委員が確認する必要があるなど、書面による調査ではその調査の目的が達成できない場合に選択されることが多いといえる。なお、その他にも、直接聴取による方が迅速であるとか、関係者への配慮が必要であるというような様々な理由で行われることもある。

そして、どのような調査方法がふさわしいのかということは、一概に決定することはできず、直接、調査を実施する委員会が、適宜、関係者の意向や調査の進捗状況、書面等の資料その他の状況を踏まえて、その裁量により決定すべき事柄である。そうすると、原調査委員会が、複数名を同席させて聴取をしたことが、直ちに不適切であると断じることはできない。

もっとも、本件においては、主に生徒Aの保護者から学校のいじめ調査等についての疑問が呈され、学校の対応の適切性について慎重に判断する必要がある事案であった。そうすると、学校関係者のうち、特に、管理職や本件の調査にあたった教員、本来であればいじめの調査にあたるべき教員に対しては、慎重に聴取を行うべきであったとはいえる。特に、学校関係者において、口裏を合わせるような危険性もないとはいえず、また、複数名を同席させることにより、立場が下の人物が上の人物に対して批判的なことを言えなくなるような心理状態も考えられ、事実がゆがめられたり、評価が間違って伝わるなどして、調査自体を誤らせる可能性もある。したがって、このような可能性がある場合には、単独での聴取が望ましいとはいえる。

また、関係生徒についても、同席する生徒同士の関係によっては、そもそもお互いに守秘義務を負っているわけではないため、自身の発言が被害・加害生徒に対し

て伝わる可能性も考えられる。そのため、発言をためらったり、言いたいことが言えないという状況を生み出す可能性がある。特に、本件では、生徒Ａの保護者から関係生徒として名前があがった生徒であったのであるから、より慎重に聴取を行うべきであったといえる。

以上の検討から、複数名を同席させての聴取について、その全てに問題があるとはいえないものの、少なくとも、校長、教頭、関係生徒については単独での聴取を実施すべきであったといえ、この点については、原調査委員会の調査手法は、不適切であると評価する。

（２）事務局による面談聴取

上記（１）のとおり、どのような調査方法で調査を進めるのかということは、基本的に調査委員会の裁量により決定されるべきである。そして、令和６年８月３０日文科省通知にかかるいじめ重大事態調査のガイドラインにおいても、調査委員会の構成について純粋な第三者、専門家のみによる調査委員会だけでなく、その他の構成による調査委員会の構成を認めており、市教育委員会の担当事務局が聴取したというだけで直ちに不適切であるとまではいえない。

しかしながら、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例において、調査委員会は、学校での調査が困難な場合に重大事態について調査を行うものとされ（同条例第１２条）、委員は、弁護士、医師、心理、福祉等に関し専門的知識を有する者、識見を有する者があげられており（同条例第１３条第２項）、庶務を教育委員会事務局学校教育部において処理するとされている（同条例第１７条）ことからすれば、いじめ重大事態調査においては、専門的知識をもった委員により調査が行われることが期待されているといえ、庶務を担当する市教育委員会の職員による調査は想定されているとは言い難い。また、同条例では、調査にあたるべき委員をあえて外部の者にしようとしているのであるから、公平・中立に調査がされるためには、市教育委員会による調査そのものについての関与はできる限り避けるべきであり、そのことが調査結果の公平性・中立性を担保することにも繋がる。

また、原調査委員会の会議資料を確認しても、委員による面談聴取を実施できない具体的な事情は確認できなかった。

以上の検討から、少なくとも、関係生徒として名前があがった生徒６名を事務局が聴取をしたということは、不適切であると評価する。

なお、委員が実施した面談聴取においても市教育委員会事務局が発問をする場面が録取されており、その経過は不明であるものの、上記と同様の理由から、具体的な聴取場面においても事務局である市教育委員会の担当者が自らの判断で発問をすることは認められるべきではなく、仮にかかる発問が自らの判断によるということであれば、この点も不適切であると評価する。

（３）生徒Ｂに対する聴取

生徒Ｂに対しては、保護者を同席させての聴取を１回、書面による調査を１回行っている。

関係生徒の聴取にあたっては、保護者等を同席させずに直接面談による調査を行うことが望ましいとはいえるものの、生徒や保護者の意向によりこれが困難な場合

もあり、また生徒の特性等によってはむしろ保護者などその生徒が信頼できる者を同席させる方が望ましい場合もある。本件において、生徒Ｂの保護者が同席した経緯については不明であるが、事案や生徒Ｂの受け答えなどを踏まえれば、生徒Ｂの保護者を同席させての聴取に問題があったとはいえない。

また、原調査委員会は、生徒Ｂからの聴取に関して、生徒Ａの保護者からの聴取内容をもとに、再度確認の書面を送付している。前述のとおり、生徒Ｂの話した内容は変遷が見られ、原調査委員会はこのような変遷や生徒Ｂの話をしていた態度、質問書に対する回答内容等を踏まえて、それ以上生徒Ｂへの聴取を行ったとしても、有意な情報が得られる見込みがないことからそれ以上生徒Ｂへの聴取を行わなかったことが確認できる。

以上の検討により、生徒Ｂに対する聴取については、適切であると評価する。

４　原調査報告書の内容について

原調査報告書の内容について、まずいじめの事実認定については再調査委員会の認定と概ね同一であり、適切であると評価する。

学校の対応の問題についても、基本的な判断は再調査委員会の判断と同じといえ、調査を尽くしていないとか、公平性・中立性を欠く評価であるというような事情もないため、適切であると評価する。

そのため、原調査委員会が目的とした「生徒Ａが生徒Ｂから受けた本件いじめ行為の内容、不登校の原因、本事案におけるいじめ再発防止や不登校解消に向けた学校及び教育委員会の対応等に関する事実関係を明らかにすること」については、達成できていると評価する。

５　委員の資質について

原調査委員会の会議資料、原調査報告書その他の資料を検討しても、委員の資質について問題があるような内容は確認できなかった。

確かに、令和６年８月３０日文科省通知のいじめ重大事態調査ガイドラインにおいては、第三者については職能団体の推薦を受けることが望ましいとはされているものの、必須とされているわけではなく、それがされていないという理由で直ちに不適切であるということはできない。

以上の検討により、委員の資質については適切であると評価する。

第１１　再発防止にかかる提言

１　原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係

再調査委員会も、原調査委員会作成の原調査報告書における提言については、いずれも必要なものであると考えており、原調査委員会が提言した内容について、すでに実施されていることと期待する。万が一、実施されていないものが存在するのであれば、可及的速やかに実施すべきであることを提言するとともに、この間、いじめ重大事態調査に関するガイドラインが改訂されたことに伴い、さらにその内容を踏まえて原調査委員会が提言したマニュアル作成や研修が行われるよう提言する。

２　初期対応について

いじめにおける初期対応が重要であるということは、令和６年８月３０日文科省通

知にかかるいじめ重大事態調査に関するガイドライン改訂版でも明確に示されているとおりであり、初期対応が適切になされないことにより、その後の事案の解決が図られなくなったり、被害がより深刻化するなどの影響も考えられる。

再調査委員会で行った聴取結果を踏まえると、A 中学校では同時期にいじめ重大事態が２件発生していたようであり、通常の学校の業務に加えてその対応をしていたことからすれば、学校に相当な負荷がかかっていたことが推測される。その負荷を軽減するためにも、いじめの初期の段階で深刻化を防ぐことがより重要になってくる。

原調査委員会・再調査委員会の認定したとおり、本件のいじめは、小学校のときから継続的に行われ、生徒A・生徒Bが中学２年生時にエスカレートしている。大変残念ながら、生徒 B が生徒 A に対して暴行をしていることを目撃している同級生がいたにもかかわらず、またいじめに関するアンケートが定期的に実施されていたにも関わらず、生徒A・生徒Bのかかるいじめに関して申告する生徒は一人もいなかった。初期対応を行うためには、何よりもまず早い段階からの情報収集が必要である。

すでに、生徒向けに研修も実施されていることと思われるが、現に目撃している同級生がいるにも関わらず、情報をキャッチすることができなかったということを踏まえて、定期的に実施されているいじめに関するアンケートが形骸化していないか、どのような方策を実施すれば情報を吸い上げることができるのかということを、A 中学校だけではなく、他の小中学校においても見直すこと、いじめの４層構造についての必要な知識を習得するとともに、実際にいじめの現場に遭遇した際に傍観者にはならず具体的な行動を取ることができるようになるための実践的な研修を定期的に実施することにより、より一層児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上を図ることが必要である。

同時に、教職員も、日ごろから生徒の行動の変化や様子の変化に着目した観察、クラス経営を行うとともに、アンケートだけに頼らない情報をキャッチするための方策についても工夫し（例えば、定期的に誰にでも渡せるメモ用紙のようなものを配ったり、タブレット端末から匿名で情報提供ができる手段を構築するなど様々な工夫が考えられる。）、情報を適切に入手することが必要である。加えて、事実関係を確認するための実践的な研修や聴取方法、特に気持ちを受け止めるための聴取方法に関する研修、保護者との連携に関する実践的な研修等、実際にいじめ重大事態が起きることを想定して、ロールプレイングを行うなど、実際にいじめが発生してしまった場合に適切な対応が迅速に行えるようなスキルを身につけるための研修も必要になる。

原調査委員会が指摘するマニュアル等の作成と合わせて、実際にマニュアルどおりに動くことができるかという確認も合わせて実施されたい。

3　正確かつ詳細な記録の作成、保存について

いじめが発生した場合、多くの場合で当事者への聴取が行われることになる。その聴取は、比較的事案が発生してから早期に行われることが多く、当事者の記憶が鮮明であり、また他者からの影響も少ない状態で行われることが多いと考えられる。その聴取の記録は学校が組織として方針を決定する際にも、事実関係が異なれば方針もズレてしまうという意味で、情報共有方針決定の大前提をなす極めて重要な資料であり、また、仮にその後いじめ重大事態として調査が行われるという場合にも、類型的

に信用性が高い極めて重要な資料になる。さらに、被害者（特に性的な被害を受けていればなおさら）にとっては、何度も被害状況を聴かれることで、傷つきが拡大する（二次被害）おそれがあるため、初回の聴取の際に正確かつ詳細な記録を作成、保存することの必要性は高い。

そのため、通常は複数名が、聴取を行う者、記録を取る者と役割分担をしながら聴取を行うことが望ましいし、聴取記録についてはなるべく一問一答の形式で、主観を交えず客観的に、かつ、表情の変化や答えるまでの時間、聴取全体の時間など詳細な情報を残しておくことが望ましい。また、そのような聴取録を作成した場合には、必要な期間保管をしておくべきであり、場合によっては秘匿性の高い情報も含まれることから保管についてのルールも明確に定めておくべきである（当然のことながら、個人情報が含まれるから早々に廃棄するというのは、本末転倒である）。

前述の研修とも重複するが、これも日ごろから訓練を積んでいなければ、役割分担を早々に決定し、正確なメモを取り、誘導をしない聴取をし、客観的に情報を取得するということはできない。この点についても、実践的な研修と合わせて実施されたい。

4　指導と聴取の峻別

本件では、特に生徒Bに対して、聴取に引き続き指導が行われ、かつ、その指導で十分であるという判断がされている。これは本件に限ったことではなく、学校現場では広く行われているものと考えられる。

そもそも、本件のように、被害生徒側から事情を聞いた段階でいじめ重大事態として扱うべきような事案では特に組織的な対応が求められる。組織的な対応とは、情報を組織で共有し、その情報を踏まえて組織的に議論を行い、組織としての方針を決定し、その方針に従って各々が役割分担をしながら方針を確実に実行し、その結果をさらに共有し、同様の流れを繰り返していくという対応を行うことである。担任と管理職が情報を共有し、管理職が担任の対応をアドバイスするというのは、組織的な対応とはいえない。

このような組織的な対応を取ろうとすれば、被害生徒側にどのような支援を行うべきか、加害生徒とされる側にどのような指導を行うべきかということは、組織的な方針決定を踏まえて行われるべきである。また、聴取に引き続き指導を行うことを想定していれば、聴取を担当する教員は、指導を想定しながら聴取することにより誘導を行う可能性もあるし、生徒側も聴取の後に引き続いて行われる指導を見据えて、萎縮したり、事実をそのまま述べなかったり、自らを正当化したりと様々な対応を取ってしまうことも考えられる。聴取にあたっては、まずはその場は本人の言い分を聴取する場であり、自分の経験や考えを素直に述べて欲しいこと、聴取結果については組織的に共有した上で相手側の生徒の聴取内容とも照らし合わせて必要な対応を取るがこの聴取においては指導を行わないことなどを伝えることによって、まずは正確な情報を得るようにすべきである。

聴取結果が事実とズレてしまえば、その後の組織的な方針決定を誤らせることになるし、指導も間違った方向で行われる結果になる。生徒指導は、当該生徒を良い方向に育てるために行われるものであるから、誤った方向に導くことは生徒指導の目的で

はない。仮に、聴取中にその生徒がやってはならないことを申告したとしても、その場で注意することでどの程度生徒指導が奏功するのか、本当に効果的なのかということは分からないはずである。例えばその場で注意するという方法ではなく、被害者が感じている苦痛や様々な不利益について適切に自覚させ、自ら二度と同様の行為を行わないように内省を深めさせるという方法も考えられる。

少なくとも、聴取と指導を同時に行うことは適切ではない場面が多いと考えられ、組織的な対応とはどのようなことなのか、それを実現するためにはどのような能力が必要なのかということを教育委員会において適切に検討した上で、実際にいじめが起きた際にどの教職員も適切な行動が取れるためのスキルを身につけられる実践的な研修等を実施されたい。

5　学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと

言うまでもなく、学校・教育委員会は、教育の専門的な機関である。いじめが発生した場合、教育的な観点から、どのような支援や指導がふさわしいのかということは、学校・教育委員会が主体的に検討し、関係生徒及び保護者に対して示していくことが、教育の専門的な機関として求められている。

もちろん、一般的には、関係生徒又は保護者の協力を得られないような支援・指導は、教育的な観点からも適切ではないといえることが多いと思われるため、関係生徒及び保護者の要望を踏まえて、また理解や協力を得ながら行っていくということは当然である。しかしながら、これは学校や教育委員会が行うべき支援・指導を保護者の判断に任せるということを意味しない。まずは、学校・教育委員会が主体的に検討を行い、関係生徒に示し、必要に応じて保護者の協力を得ながら方針を説明し、それに対する関係生徒の要望を踏まえて適切に修正を検討して、その事案にあった適切な支援・指導方針を決めていくということが肝要である。

いじめに対して法律に則って対応をするということは大前提であるが、改めて教育の専門的な機関として、教育的な観点から主体的に方針を示し、その上で関係生徒と必要に応じて保護者との連携を図るという基本的な考え方について確認するとともに、教育委員会がいじめが発生した場合の学校の状況を適切に確認し、必要に応じてかかる支援・指導方針についても助言指導を行うことができるよう体制の構築を行うことを検討されたい。

6　調査委員会の委員の活用

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例によると、調査委員会の委員は専門家により構成されるにも関わらず、いじめ重大事態の調査のみが権限として定められている。常設の調査委員会を置くということでなくとも、関係児童生徒が学校に在籍しているような場合には、重大事態調査と並行して、当該児童生徒の状況を調査委員会としても確認し、専門家としての見地からアドバイスを行うということは極めて重要な観点であると考えられる。そのため、市において条例を適切に改正するなどして、専門家としての見地からアドバイスを行うこともその職務内容に含めることを検討されたい。

なお、念のため合わせて指摘するが、専門家としての見地からのアドバイスに対しては、当然のことながら、費用が発生する。弁護士の法律相談も、臨床（公認）心理

師のカウンセリングも、医師の診察も、いずれも有償である。条例を改正する際には、このような一般的な社会常識を踏まえて改正をすることが必要不可欠である。

7　いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し

令和６年８月３０日に、文科省からいじめ重大事態調査ガイドライン改訂版が通知されている。これに伴って、各学校の基本方針、市の基本的な方針は改訂されるべきである。また、その際に、形骸化している点や実態に即していない点があるのであれば、適切に基本方針を改訂すべきである。これは、学校に任せることは適切ではないため、教育委員会において適切に助言指導を行い、各学校の実情に即して適切に機能するかということまで確認を行うべきである。本件では、A 中学校の基本方針が形骸化している旨の指摘がされているのであるから、他の小中学校の基本方針も早急に見直すとともに、その改訂のスケジュール等について、ホームページ等に適切に公表し、かつ、基本方針が改訂されたことについても同様に報告を行うべきである。

【巻末資料１　上尾市いじめ問題再調査委員会委員名簿】

氏名	職業	役職
宮﨑　裕悟	弁護士（埼玉弁護士会）	令和６年６月２４日から就任 委員長
川原　祐介	弁護士（埼玉弁護士会）	令和６年５月１５日まで 委員・委員長
桑原　斉	精神保健指定医（埼玉医科大学）	令和６年７月５日から 委員長職務代理者
上原　美子	教授（埼玉県立大学）	令和６年７月５日まで 委員長職務代理者
関根　ゆりの	弁護士（埼玉弁護士会）	
中井　大介	准教授（埼玉大学）	

※　委員長、委員長職務代理以外の委員は五十音順

※　川原祐介委員の委員辞職に伴い、宮﨑裕悟委員が後任として以降の調査を引き継いでいる。

【巻末資料２　委員会の活動経過】

回	開催日	場所	内容
第１回	令和６年 ３月４日（月）	市役所庁議室	・委員長の互選、職務代理の指名 ・委員会の体制を被害生徒保護者に確認することを協議 ・市教育委員会等に資料提出要求
第２回	４月１日（月）	市役所庁議室	・委員会の体制を被害生徒保護者に説明することを協議 ・再調査方針案について調査項目、調査対象を検討 ・市教育委員会等に対し追加の資料提出要求
第３回	５月７日（火）	市役所庁議室	・委員会の体制を被害生徒保護者に説明することを協議
第４回	７月５日（金）	市役所庁議室	・委員長の互選、職務代理の指名 ・調査資料や提出された書類の整理 ・課題等の整理 ・被害生徒保護者からの再調査に関する要望等の確認
第５回	８月１５日（木）	市役所庁議室	・学校及び市教育委員会の対応に重きを置いた調査の確認 ・学校、市教育委員会及び原調査委員会の提出資料の不足を精査し、再提供を要求
第６回	９月２５日（水）	市役所３０１会議室	・市教育委員会に資料の再提供を要求 ・市教育委員会の職員を聴取することを決定
聴取１回	１０月２８日（月）	市役所６０１会議室	・市教育委員会事務局職員の聴取
第７回	１１月２７日（水）	市役所５０１会議室	・加害生徒側への追加聴取は行わないことを決定 ・学校及び市教育委員会の関係者に追加聴取を行うことを決定 ・被害生徒保護者からの要望に委員会から文書回答することを決定

回	開催日	場所	内容
聴取２回	令和７年 １月６日（月）	市役所６０１ 会議室	・元校長、元教頭２名、学校教育部長の聴取
第８回	１月８日（水）	市役所４０１ 会議室	・関係者への聴取結果を委員会で共有 ・調査内容の資料について協議
第９回	１月２９日（水）	市役所５０１ 会議室	・被害生徒保護者への経過説明について検討 ・調査内容の資料について協議
第１０回	２月２０日（木）	市役所５０１ 会議室	・報告書案について協議
第１１回	２月２８日（金）	市役所７０１ 会議室	・報告書案について協議 ・報告書案を被害生徒保護者に提示することを決定
第１２回	５月２８日（水）	市役所５０１ 会議室	・報告書案に対する被害生徒保護者からの意見について確認し、適宜修正 ・報告書案を加害生徒保護者に提示することを決定
第１３回	７月１６日（水）	市役所６０１ 会議室	・報告書案に対する加害生徒保護者からの意見について確認し、協議 ・報告書案について協議
第１４回	９月３日（水）	市役所５０１ 会議室	・報告書案について協議 ・調査終了を確認 ・報告書案の調整について委員長一任を決定

【資料一覧表】

＜市議会提出資料＞

No.	資料名
1	令和５年 11 月７日の上尾市議会文教経済常任委員会に関する記録
2	令和５年 12 月 14 日の上尾市議会文教経済常任委員会に関する記録

＜学校提出資料＞

No.	資料名
1	[redacted]中学校弁明書
2	生徒指導委員会①
3	生徒指導委員会②
4	教育相談部会記録①
5	教育相談部会記録②
6	スクールカウンセラー対応記録①
7	スクールカウンセラー対応記録②
8	学校生活アンケート集計Ｒ３
9	学校生活アンケート集計Ｒ４
10	学校要覧
11	指導要録（[redacted]）
12	指導要録（[redacted]）
13	生徒指導報告（No. 2~7, 12~14, 16, 18~28）

＜教育委員会提出資料＞

No.	資料名
1	教育委員会に報告したことがわかる記録（様式 B、R4. 6. 24）
2	教育委員会に報告したことがわかる記録（様式 C、R4. 7. 19）
3	R4 第１回いじめ問題調査委員会（議事録、R4. 6. 9）
4	R4 第２回いじめ問題調査委員会（議事録、R4. 11. 7）
5	R4 第３回いじめ問題調査委員会（議事録、R4. 11. 30）
6	R4 第４回いじめ問題調査委員会（議事録、R5. 1. 11）
7	R4 第５回いじめ問題調査委員会（議事録、R5. 2. 2）
8	R5 第１回いじめ問題調査委員会（議事録、R5. 4. 11）
9	R5 第２回いじめ問題調査委員会（議事録、R5. 5. 10）
10	R5 第３回いじめ問題調査委員会（議事録、R5. 6. 28）
11	①児童生徒のいじめに係る報告書（様式 B、R4. 6. 24）
12	②加害生徒が自認した書面（R4. 7. 1）
13	③児童生徒のいじめに係る報告書（様式 C、R4. 7. 19）
14	④いじめ重大事態発生の市長あて報告（R4. 7. 29）
15	⑤児童生徒事故の県教育長等あて報告（R4. 8. 31）

No.	資料名
16	⑥加害側弁護士からの送信書（R4.9.15）
17	⑦加害側弁護士からの送信書（R4.10.4）
18	⑧被害者診断書（R4.10.9）
19	⑨中学校いじめ重大事態調査報告書（R4.10.17）
20	⑩-1 被害者通知書（R4.10.22）
21	⑩-2 被害者通知書（R4.10.22、別添）
22	⑪中学校いじめ重大事態調査報告書に対する被害者父メモ
23	⑫被害者通知書（R4.11.21）
24	⑬被害者父からいじめ問題調査委員会への要望書（R4.11.21）
25	⑭保健カルテ（[redacted]）
26	⑮スマホのスクリーンショット（クイズ）
27	⑯[redacted]中学校弁明書（R5.2.24）
28	⑰教育委員会弁明書
29	①加害生徒本人及びその保護者
30	②-1_被害生徒本人（質問事項書）
31	②-2_被害生徒本人（回答書）
32	③被害生徒の保護者
33	④ア（校長（[redacted]）、教頭（[redacted]）、学年主任（[redacted]）、担任（[redacted]））
34	④イ（生徒指導担当（[redacted]））
35	④ウ（養護教諭（[redacted]））
36	④エ（生徒指導主任（[redacted]））
37	④オ（養護教諭（[redacted]）、相談員（[redacted]）、スクールカウンセラー（[redacted]））
38	⑤ア（関係生徒（[redacted]））
39	⑤イ（関係生徒（[redacted]））
40	⑤ウ（関係生徒（[redacted]））
41	⑤エ（関係生徒（[redacted]））
42	R5 教育センター事務分掌
43	⑤ア（関係生徒（[redacted]））
44	⑤イ（関係生徒（[redacted]））
45	⑤ウ（関係生徒（[redacted]））
46	⑤エ（関係生徒（[redacted]））
47	上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（平成３０年２月）
48	令和４年度上尾市立[redacted]中学校いじめ防止基本方針
49	上尾市いじめ問題調査委員名簿
50	【鑑】、見解
51	いじめ重大事態対応マニュアル（令和６年２月改訂）
52	いじめ重大事態対応状況（令和４年度）
53	【９月１５日付け】加害側→被害側への連絡書

No.	資料名
54	【１０月４日付け】加害側→被害側への連絡書
55	要望書資料（教 24）の添付資料 6～9
56	R4 教育委員会内の組織図
57	R4 指導課事務分掌一覧
58	R4 指導課職員一覧
59	R4 魅力ある学校づくり担当者一覧
60	R5 教育委員会内の組織図
61	R5 指導課事務分掌一覧
62	R5 指導課職員一覧
63	R5 魅力ある学校づくり担当者一覧
64	上尾市立[redacted]中学校いじめ重大事態([redacted])に係る記録
65	加害生徒本人への質問書類
66	R4 第１回調査委員会_資料
67	R4 第１回調査委員会_参考資料
68	R4 第２回調査委員会_資料１_児童生徒のいじめに係る報告書(様式 C、R4. 7. 19)
69	R4 第２回調査委員会_資料２_別添
70	R4 第２回調査委員会_資料３_児童生徒事故について(R4. 8. 31)
71	R4 第２回調査委員会_資料４_[redacted]中学校におけるいじめ重大事態の対応について
72	R4 第２回調査委員会_参考資料_[redacted]中学校に係るいじめ重大事態の概略について
73	R4 第３回調査委員会_資料１_調査内容について
74	R4 第３回調査委員会_資料２_調査日程について
75	R4 第３回調査委員会_参考資料_[redacted]中学校調査報告書
76	R4 第３回調査委員会_別添
77	R4 第４回調査委員会_資料１_聴き取りの経過(④ア)
78	R4 第４回調査委員会_資料２_[redacted]中学校からの回答
79	R4 第４回調査委員会_資料３_新たに聴き取った内容(⑤ア)
80	R4 第４回調査委員会_資料４_聴き取りの経過(①)
81	R4 第４回調査委員会_資料５_聴き取りの経過(④イ)
82	R4 第４回調査委員会_資料６_聴き取りの経過(④ウ)
83	R4 第４回調査委員会_資料７_聴き取りの経過(④エ)
84	R4 第４回調査委員会_資料８_新たに聴き取った内容(⑤イ)
85	R4 第４回調査委員会_資料９_新たに聴き取った内容(⑤ウ)
86	R4 第４回調査委員会_資料 10_調査方針の説明等(６項目)について
87	R4 第４回調査委員会_資料 11_新たに聴き取った内容([redacted]教諭、[redacted]相談員、[redacted] SC)
88	R4 第４回調査委員会_参考資料１_調査内容について

No.	資料名
89	R4 第４回調査委員会_参考資料２_[redacted]中学校調査報告書
90	R4 第４回調査委員会_参考資料３_[redacted]_出欠席について等
91	R4 第４回調査委員会_所沢市教育委員会資料
92	R4 第４回調査委員会_幸手市教育委員会資料
93	R4 第４回調査委員会_川崎市教育委員会資料
94	R4 第５回調査委員会_資料１_聴き取り内容(③)
95	R4 第５回調査委員会_資料２_調査委員会から要望された事前回答
96	R4 第５回調査委員会_資料３_[redacted]中学校及び市教育委員会からの回答
97	R4 第５回調査委員会_資料４_[redacted]様保護者からの情報提供資料
98	R4 第５回調査委員会_資料５_学校警察連絡協議会協定に係る資料
99	R5 第１回調査委員会_資料１_[redacted]さんに対する質問事項(②-1)
100	R5 第１回調査委員会_資料２_被害生徒本人回答書(②-2)
101	R5 第１回調査委員会_資料３_加害生徒本人回答書
102	R5 第２回調査委員会_調査報告書(案)
103	R5 第３回調査委員会_調査報告書
104	R5 第４回調査委員会(被害生徒側への説明)_記録
105	R5 第４回調査委員会(被害生徒側への説明)_調査報告書について(送付)
106	R5 第４回調査委員会(被害生徒側への説明)_調査報告書
107	R5 第４回調査委員会(被害生徒側への説明)_調査報告書別紙
108	R5 第５回調査委員会(加害生徒側への説明)_記録
109	R5 第５回調査委員会(加害生徒側への説明)_被害生徒保護者からの所見
110	R5 第５回調査委員会(加害生徒側への説明)_調査報告書
111	R5 第５回調査委員会(加害生徒側への説明)_調査報告書別紙
112	法律相談シート

＜委員会配付資料＞

No.	資料名
1	（１）令和５年度第１回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）上尾市いじめ問題再調査委員会委員名簿 （３）諮問書 （４）上尾市いじめ問題再調査委員会会議傍聴要領（案） （５）資料１　上尾市いじめ問題再調査委員会の概要 （６）資料２　上尾市いじめ問題再調査委員会への諮問までの経緯 （７）資料３　本件いじめ重大事態に関する時系列整理表 （８）資料４　上尾市いじめ問題再調査委員会による再調査の方針（案） （９）資料５　上尾市いじめ問題再調査委員会　再調査対象候補者一覧 (10) 参考資料１　上尾市いじめ問題調査委員会調査報告書一式 (11) 参考資料２　請願書（請願第２７号） (12) 参考資料３　要望書（令和６年１月２２日）一式 (13) 参考資料４　上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例

No.	資料名
	(14) 参考資料５　上尾市いじめ問題再調査委員会運営規則
2	(１) 令和６年度第１回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 (２) 資料１　再調査委員会における調査審議の経過 (３) 資料２　再調査委員会委員の人選に関する被害生徒保護者の意見 (４) 資料３　本件いじめ問題の再調査に関する請願者の要望 (５) 資料４　資料提出依頼文書一式 (６) 資料５　資料提出依頼回答文書一式 (７) 資料６　令和６年上尾市監査委員告示第１号 (８) 資料７　上尾市いじめ問題再調査委員会委員報酬・費用弁償支払基準（案）
3	(１) 第３回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 (２) 資料１　再調査委員会における調査審議の経過 (３) 資料２　資料提出依頼文書 (４) 資料３　資料提出依頼回答文書 (５) 資料４　上尾市いじめ問題再調査委員会委員報酬・費用弁償支払基準（案）
4	(１) 第４回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 (２) 第４回上尾市いじめ問題再調査委員会会議座席表 (３) 上尾市いじめ問題再調査委員会委員名簿 (４) 資料１　再調査委員会における調査審議の経過 (５) 資料２　要望書（令和６年６月５日請願者作成） (６) 資料３　上尾市いじめ問題再調査委員会委員報酬・費用弁償支払基準（案）
5	(１) 第５回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 (２) 第５回上尾市いじめ問題再調査委員会会議座席表 (３) 資料１　再調査対応に関する検討事項 (４) 資料２　再調査内容に関する整理 (５) 資料３　保護者への質問に関する検討資料 (６) 資料４　再調査の目的と再調査が必要と思われる事項 (７) 資料５　上尾市立[redacted]中学校関係者の組織 (８) 資料６　要望書（令和６年８月１３日）一式 (９) 参考資料１　いじめの重大事態調査に関するガイドラインチェックリスト (10) 参考資料２　いじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（公立学校）
6	(１) 第６回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 (２) 第６回上尾市いじめ問題再調査委員会会議座席表 (３) 資料１　再調査対応に関する検討事項 (４) 資料２　第６回委員会事前検討事項（関根委員） (５) 資料３　第６回委員会事前検討事項（中井委員）

No.	資料名
	（６）資料４　第６回委員会事前検討事項（上原委員） （７）資料５　第６回委員会事前検討事項（桑原委員） （８）資料６　資料提出依頼文書 （９）資料７　資料提出依頼回答文書
7	（１）第７回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）資料１　再調査報告書（たたき台） （３）資料２　心理状況や不登校の原因分析 （４）資料３　資料提出依頼文書 （５）資料４　資料提出依頼回答文書 （６）資料５　聴取協力依頼文書 （７）資料６　聴取録（令和６年１０月２８日実施）
8	（１）第８回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）資料１　再調査報告書検討資料（中井委員） （３）資料２　再調査報告書検討資料（桑原委員） （４）資料３　再調査報告書検討資料（上原委員） （５）資料４　聴取協力依頼文書一式
9	（１）第９回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）資料１　再調査報告書（たたき台） （３）資料２　再調査報告書検討資料（上原委員） （４）資料３　聴取録（令和７年１月６日[redacted]元校長実施分） （５）資料４　聴取録（令和７年１月６日[redacted]元教頭実施分） （６）資料５　聴取録（令和７年１月６日[redacted]学校教育部長実施分） （７）資料６　聴取録（令和７年１月６日[redacted]元教頭実施分）
10	（１）第１０回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）再調査報告書（たたき台）
11	（１）第１１回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）再調査報告書（たたき台）
12	（１）第１２回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）被害生徒の保護者からのご意見
13	（１）第１３回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）加害生徒の保護者からのご意見 （３）再調査報告書（案） （４）意見の検討資料（桑原委員）
14	（１）第１４回上尾市いじめ問題再調査委員会会議次第 （２）再調査報告書（案）

別紙

【わいせつメッセージの内容】
※スマホのスクリーンショット（クイズ）から転記

- クイズ出していい？
- クイズってかなぞなぞだけど
- 直感で答えておいて
- 後学校で話題にすんなよ？理由はないけど
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]